

平成23年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、
成年後見制度活用を中心とした
法律専門職の役割と連携課題に関する研究事業報告書

平成24年3月

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

は じ め に

当法人は、平成 11 年 12 月に高齢者・障害者等の権利擁護及び福祉の増進に寄与することを目的に司法書士によって設立された。成年後見人等の養成・指導・監督を主たる事業として活動しており、平成 23 年 4 月 1 日からは、「公益社団法人」として新たなスタートをした。今後は全国各地においてより一層の公益活動を展開していく所存である。

そこで、当法人の公益目的事業の一つである「成年後見制度普及啓発事業」における「地域連携促進事業」の一環として取り組んだ事業が、本報告書の平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業である。

先般、厚生労働省より「平成 22 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（以下「厚生労働省調査結果」という）が公表されたが、その中で高齢者虐待に関する相談・通報件数、虐待判断件数ともに前年より増加していることが明らかになった。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）が施行されて間もなく 6 年を経過しようとしているが、これらの件数は年々増加傾向にある。このような実情から、同法に規定されている連携体制構築の必要性が徐々に理解され、全国各地で様々な地域特性を活かした取組がなされているのであろう。しかし、この連携体制が全国各地域で構築されているとまでは言い難く、また、連携体制が構築されていても十分に機能していない地域もあると思われる。特に「関係専門機関介入支援ネットワーク」において法律専門職との実効的な連携が十分であるとまでは言えない状況である。

そこで、今般、当法人において平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究」を実施することとした。この研究では、今後その関与が必要と考えられる法律専門職について、市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び法律専門職団体を対象に、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護の実践における連携の現状や連携課題に関する実態を把握する調査を実施した。同時に、高齢者の権利救済策として有効的な成年後見制度の活用方法等を見出す調査を実施した。

本報告書はこれらの研究結果をまとめたものである。今後、本書を各関係機関及び法律専門職が高齢者虐待防止等を図る上での連携・実践活動の資料としてご活用いただけたら幸甚である。なお、当法人は、今後も継続して高齢者の権利擁護に資するための研究事業を実施していく予定である。

最後に、ご多用のところ、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただいた自治体その他関係各位及び本事業を遂行するにあたりご協力いただいた委員等の関係各位に厚く御礼申し上げる。

平成 24 年 3 月

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 松井 秀樹

目 次

研究事業の概要	i
第Ⅰ部 高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における法律専門職の役割と 連携課題に関するアンケート調査	1
Ⅰ. 調査実施概要	3
1. 調査の目的	3
2. 調査実施概要	3
Ⅱ. 市区町村向け調査結果	4
1. 高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり	4
2. 成年後見制度について	11
Ⅲ. 都道府県向け調査結果	18
1. 高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり	18
2. 成年後見制度について	24
Ⅳ. 地域包括支援センター向け調査結果	28
1. 高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり	28
2. 成年後見制度について	33
Ⅴ. 社会福祉協議会向け調査結果	38
1. 高齢者虐待防止・対応に関する活動	38
2. 日常生活自立支援事業	41
3. 成年後見制度について	43
Ⅵ. 法律専門職団体向け調査結果	48
1. 高齢者虐待防止・対応に関する活動	48
2. 成年後見制度について	54
Ⅶ. アンケート調査結果のまとめ	62
1. 高齢者虐待防止・対応における連携について	62
2. 成年後見制度について	66

第Ⅱ部 高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における法律専門職の役割と 連携課題に関するヒアリング調査	69
Ⅰ. 調査実施概要	71
1. 調査の目的	71
2. 調査実施概要	71
Ⅱ. 横須賀市ヒアリング調査結果	74
【自治体ヒアリング調査結果】	75
1. 自治体の概要	75
2. 法律専門職が関与しているネットワークの概要	79
3. 自治体からみた法律専門職の活動に関する課題や期待	81
【横須賀市に関与している法律専門職団体・組織へのヒアリング調査結果】	82
1. 法律専門職団体・組織の概要	82
2. 法律専門職の活動に関する課題	82
Ⅲ. 岡山市ヒアリング調査結果	83
【自治体ヒアリング調査結果】	84
1. 自治体の概要	84
2. 法律専門職が関与しているネットワークの概要	87
3. 自治体からみた法律専門職の活動に関する課題や期待	88
【岡山市に関与している法律専門職団体・組織へのヒアリング調査結果】	89
1. 法律専門職団体・組織の概要	89
2. 法律専門職の活動に関する課題	90
Ⅳ. 泉大津市ヒアリング調査結果	91
【自治体ヒアリング調査結果】	92
1. 自治体の概要	92
2. 法律専門職が関与しているネットワークの概要	94
3. 自治体からみた法律専門職の活動に関する課題や期待	95
【泉大津市に関与している法律専門職団体・組織へのヒアリング調査結果】	96
1. 法律専門職団体・組織の概要	96
2. 法律専門職の活動に関する課題	96
Ⅴ. 西東京市ヒアリング調査結果	97
【自治体ヒアリング調査結果】	98
1. 自治体の概要	98
2. 法律専門職が関与しているネットワークの概要	102
3. 自治体からみた法律専門職の活動に関する課題や期待	103

【西東京市に関与している法律専門職団体・組織へのヒアリング調査結果】	104
1. 法律専門職団体・組織の概要	104
2. 法律専門職の活動に関する課題	104
VI. 渋谷区ヒアリング調査結果	105
【自治体ヒアリング調査結果】	106
1. 自治体の概要	106
2. 法律専門職が関与しているネットワークの概要	110
3. 自治体からみた法律専門職の活動に関する課題や期待	111
【渋谷区に関与している法律専門職団体・組織へのヒアリング調査結果】	112
1. 法律専門職団体・組織の概要	112
2. 法律専門職の活動に関する課題	112
VII. 阿蘇市ヒアリング調査結果	113
【自治体ヒアリング調査結果】	114
1. 自治体の概要	114
2. 法律専門職が関与しているネットワークの概要	117
3. 自治体からみた法律専門職の活動に関する課題や期待	117
【阿蘇市に関与している法律専門職団体・組織へのヒアリング調査結果】	118
1. 法律専門職団体・組織の概要	118
2. 法律専門職の活動に関する課題	119
VIII. ヒアリング調査結果のまとめ	120
1. 法律専門職とネットワークを構築している自治体の特徴	120
2. 当該自治体に関与している法律専門職（団体・組織）の特徴	124
法律専門職が関与するネットワークの構築にむけて	127
参考資料	131

【公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートについて】

平成 11 年 12 月に会高齢者・障害者等の権利擁護及び福祉の増進に寄与することを目的に司法書士によって設立された法人。成年後見人等の養成・指導・監督を主たる事業として活動しており、平成 23 年 4 月 1 日からは、「公益社団法人」となっている。47 都道府県に 50 支部あり、会員数は全国で 5,804 名（平成 24 年 2 月 1 日現在）。

その会員である司法書士には、成年後見事務の専門性向上及び能力担保のために更新制の研修を義務付けており、司法書士の中でもより質の高い後見事務を遂行している。会員が受任をしている後見事務に関しては、その後見事務報告書の提出を求め、後見事務の内容につき指導監督も行っている。そして、高齢者虐待防止に関しては、委員会を設置し、専門性向上、提言、啓発等の様々な活動を行っている。

なお、司法書士会でも独自に高齢者の権利擁護に関して委員会を設置し、成年後見業務に取り組んでいるが、リーガルサポートは成年後見業務に特化した団体であり、司法書士会とは別組織である。したがって、本研究調査において、両者の結果に違いがみられるのも、その特性の相違によるものである。

研究事業の概要

1. 研究の背景

平成 18 年 4 月より、高齢者虐待防止法が施行された。高齢者の虐待対応や権利擁護を推進するうえで、法律専門職（本報告書における「法律専門職」とは、弁護士および司法書士に限定して使用する）の協力は欠かせないとする。

（1）日本における高齢者虐待と法的支援の現状

平成 22 年度における厚生労働省調査結果では、市区町村における「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が 48.1% となっており、伸び悩んでいる。

権利擁護に関しては、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」の「実施済み」が 69.0% という状況である。しかしながら、平成 22 年度における虐待判断事例件数 16,668 件のうち、成年後見制度について「利用開始済み」が 310 件、「利用手続き中」が 233 件、それらのうち市区町村長申立の事例は 223 件（41.1%）、「日常生活自立支援事業の利用」は 309 件であり、権利擁護に関する対応は課題が存在している。特に成年後見制度の活用、虐待事例における市区町村長申立は、厚生労働省の通知においても成年後見制度利用支援事業の活用等、制度の普及と活用を呼びかけている。

従って高齢者虐待対応における法的支援の強化が課題となっている状況であり、法律専門職のより一層の関与が必要とされているといえる。

（2）法律専門職等的高齢者虐待防止実践の状況

高齢者の権利擁護については、介護保険法制度開始時に、民法の改正で新しい成年後見制度が生まれ、専門職後見人として、法律専門職の関与が増大することとなった。

高齢者虐待防止については、高齢者虐待防止法施行と改正介護保険法に伴う地域包括支援センターの新設および社会福祉士の必置を機に、日本社会福祉士会と日本弁護士連合会が連携し「高齢者虐待対応専門職チーム」を設置し、市区町村および地域包括支援センターへの助言および支援を開始した。厚生労働省は、平成 19 年度に都道府県を実施主体とする「高齢者権利擁護等推進事業」の予算化および通知等において、高齢者虐待対応について市区町村、都道府県に対し「高齢者虐待対応専門職チーム」の利用を推進している。法律専門職のうち、弁護士はこの「高齢者虐待対応専門職チーム」を活動拠点のひとつとして地域における高齢者虐待防止に関与している。なお、都道府県によっては、司法書士も「高齢者虐待対応専門職チーム」に参加がみられる。

司法書士は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」「L S」と記す）において「高齢者・障害者等虐待防止委員会」を置き、国会議員に対し高齢者虐待防止法の見直しの提言や、市区町村への全国調査の実施および大阪支部におけるマニユ

アル等の作成、東京支部における市区町村へのヒアリング調査の実施等を行っている。一方、地域における虐待事例対応については、支部毎、個人毎に関与が異なり、紛争性のある虐待事例より主として高齢者の権利擁護活動実践を行っていると思われるが、都市に集中しがちな弁護士に比し、「街の法律家」として全国どこにでもいるという身近さという点では、司法書士の活躍も益々期待される。

また関与の内容については、弁護士は虐待での法的判断や紛争性のある事例においてその専門性がより発揮され、虐待対応の担い手である社会福祉士は、権利擁護においては身上監護に強みを発揮するといわれるが、法律家の権限、裁量はない。従って、高齢者虐待防止および権利擁護実践において弁護士、社会福祉士そして司法書士が、市区町村において他の専門職とともに、それぞれの専門性を生かしながら連携協力していくことが、より質の高い支援を実現するために求められている。

既に弁護士は「高齢者虐待対応専門職チーム」において、団体として積極的関与を推進しているが、司法書士は 20,632 名、リーガルサポートは 5,804 名 50 支部（いずれも平成 24 年 2 月 1 日現在の会員数）という専門職集団が、新たに支部機能を強化し、積極的な関与を組織的に推進することで、高齢者の権利擁護実践のみならず、市区町村においてなかなか体制整備が進まない高齢者虐待防止における「関係専門機関介入支援ネットワーク」の整備促進と強化が図られると期待される。

2. 目的

以上のことから高齢者虐待防止および権利擁護について、司法書士をはじめとする法律専門職の意識の啓発と、専門性の向上を図り、市区町村行政、地域包括支援センターおよび市区町村高齢者虐待防止ネットワークに参画し連携を図っていくことは、未然防止、事後対応、再発防止の包括的虐待対応を地域において実現する上で、非常に重要で効果的であると思われる。

特に①司法書士をはじめとする法律専門職の高齢者虐待防止および権利擁護実践の基本的理解と、②市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職の専門性の向上を図ることが喫緊の課題であり、高齢者虐待防止および権利擁護の推進に重要であると考え、研究事業の企画立案を行うこととした。

平成 22 年秋より、リーガルサポートにおいて準備室を設置し、検討した結果、4 カ年計画で実施をすることとし、1 年目の研究事業について、厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）「高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究」を申請することとした。

1 年目の研究事業においては、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護に関して活躍が期待される法律専門職について、市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会、法律専門団体を対象に、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護の実践方法における有効的な成年後見制度の活用方法等を見出す調査を実施し分析をすること、法律専門職に高齢者虐待防止等の高齢者の権利擁護の基本的理解を深め、連携課題をも含めた専門性の向上を図るための実践事例集を作成し、法律専門職のみならず行政等関係各機関に周知および啓発することを研究事業の柱とした。

なお当初の研究計画は、高齢者虐待防止の法律専門職の役割が主たる研究テーマとなってい

たが、権利擁護分野の比重が増え、成年後見制度の活用、特に市民後見人の養成と活用課題等、未然防止に関する部分まで広がりを持つ研究事業となった。折しも成年後見制度の活用、特に老人福祉法改正における市民後見人の養成が緊急の施策課題となっており、委員会における議論の中では、高齢者虐待防止に特化した内容に研究テーマを絞り込むことも検討されたが、権利擁護実践の主たる担い手である専門職団体のリーガルサポートが実施主体であり、また研究事業 1 年目ということでまず高齢者虐待防止および権利擁護実践について概要把握の必要性を考慮して、やや幅広い内容を扱うことにした。

扱う研究テーマを広く設定した結果、質問紙による郵送調査等では、質問の絞り込みに苦慮することとなり、虐待対応における緊急性が高い事例の法律専門職の関与等、虐待の事例対応における法律専門職の専門性に関する詳細の把握は、次年度以降での課題とすることとなった。

3. 研究の内容

以上のことから、以下の内容についての研究を実施することとした。

(1) 高齢者虐待防止における法律専門職の期待される役割と課題

市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職の果たすべき役割と連携課題について、高齢者虐待防止の責任機関や関係機関の担当者の期待する内容について調査を通し、その実態と内容を把握し、分析を行う。そして法律専門職および行政をはじめとする関係機関が今後の具体的実践の参考や、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係形成等の具体的方法を示した手引き書とするための実践事例集を作成する。

主な調査内容は以下のとおりである。

①期待される役割のあり方・方法

法律専門職に期待される役割と専門的あり方について、その支援内容を抽出し、具体的に提示する。

②他職種との効果的な連携のあり方・方法

①の調査研究とともに、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職の連携のあり方およびチームアプローチの課題について、その具体的方法を提示する。

(2) 高齢者の権利擁護について法律専門職の期待される役割と課題

権利擁護活動実践および成年後見制度の利用促進における法律専門職の役割と課題について、市区町村高齢者虐待対応担当部署および関係機関の担当者の期待する内容について調査を通し、その実態と内容を把握し、分析を行う。また、制度そのものの活用課題についても把握する。主な調査内容は以下のとおりである。

①高齢者虐待の未然防止としての成年後見制度の利用促進における法律専門職の役割と課題

②高齢者虐待防止事例の市区町村長申立てにおける法律専門職の役割と課題

③市民後見人への支援における法律専門職の役割と課題

なお研究テーマを広く設定したため、高齢者虐待対応により特化した内容、例えば、やむを得ない事由等による措置からの成年後見制度の市区町村長申立という、虐待対応における緊急性が高い事例の関与等については、調査票の紙面が足りず、支援過程の詳細の把握は、次年度以降の課題とした。

4. 研究の方法と実施体制

研究の方法と具体的展開については、以下からなる。

- ①市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会、法律専門団体を対象に郵送の質問紙調査を実施する。
- ②先駆的实践を行っている市区町村、都道府県における法律専門職と行政へヒアリング調査を実施する。
- ③①②の調査結果の分析を行い、調査研究報告書を作成する。また、未だ十分に研究されていない法律専門職のこの分野における基礎的方法論の体系化および、法律専門職にとって必要な専門的支援の平準化、標準化を図り、そして法律専門職および行政をはじめとする関係機関が今後の具体的実践の参考や、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係形成等の具体的方法を示した手引き書とするため実践事例集を作成する。

(1) 研究の方法

1) 市区町村、都道府県、法律専門団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ質問紙による郵送調査。

①目的

市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会における法律専門職の連携や活動の実態の把握及び法律専門職へのニーズ把握を行う。

②調査対象

市区町村、都道府県、地域包括支援センターの高齢者虐待防止主管課担当者等、社会福祉協議会、法律専門団体の担当者に対し実施する。

- i 市区町村・・・悉皆調査（発送数 1,746）
- ii 都道府県・・・悉皆調査（発送数 47）
- iii 地域包括支援センター・・・約 4,100 機関中、市区町村規模や市区町村直営方式、委託方式を配慮しながら 2,000 機関を県別人口割の名簿順無作為抽出し実施する（発送数 2,000）。
- iv 社会福祉協議会・・・約 2,000 機関中、基幹型等の運営形態も配慮し、1,000 機関を名簿順無作為抽出し実施する（発送数 1,000）。
- v 法律専門団体・・・法律専門職として弁護士および司法書士について、各団体の都道府県支部等へ実施する（発送数 152）。

③調査内容（省略：巻末調査票参照）

2）法律専門職との連携において先駆的实践を行っている市区町村、都道府県、における法律専門職と行政等へのヒアリング調査

①目的

郵送の質問紙調査を補完し質的なデータの収集を行うとともに、実践事例集作成のための事例調査を行うことが目的である。

高齢者虐待防止、高齢者の権利擁護について、先駆的实践を行っている市区町村、都道府県における法律専門職と行政に対し、ヒアリング調査を行う。

②調査対象

先駆的实践を行っている市区町村、都道府県における法律専門職と行政担当者および地域包括支援センター担当者。

市区町村規模、地域性等を配慮し、以下の6地域を選定した。

東京都渋谷区、東京都西東京市、神奈川県横須賀市、

大阪府泉大津市、岡山県岡山市、熊本県阿蘇市

なお1地区について法律専門職と市区町村1箇所と同市区町村に設置された地域包括支援センター1箇所の担当者に調査を行う。可能であれば都道府県担当者にも同席を依頼した。

③調査内容（省略：巻末調査票参照）

（2）調査研究報告書および実践事例集の作成

1）実践事例集

ヒアリング調査等から得られた知見から、実践事例集を作成する。未だ十分に研究されていない法律専門職のこの分野における基礎的方法論の体系化および、法律専門職にとって必要な専門的支援の平準化、標準化を図り、そして法律専門職および行政をはじめとする関係機関が今後の具体的実践の参考や、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係形成等の具体的方法を示した手引き書を目指したものである。

実践事例集は法律専門職の専門性の強化だけでなく、市区町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会をはじめとする関係機関が、地域で未然防止から事例対応と再発防止の一連の包括的虐待対応において、法律専門職と効果的な連携をとることができるように配慮し作成した。

構成とその考え方であるが、第1部には、ヒアリング調査内容について、①高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職と行政等との関係形成等の手順、②市区町村における高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職の果たすべき役割と連携課題等、③高齢者の権利擁護、成年後見制度の利用促進における法律専門職の役割等（やむを得ない事由等による措置、市区町村申立、市民後見等）、④専門職団体の活動状況等、について、市区町村毎に実践事例という形で示した。これを参考に、地域において、ネットワーク構築を推進していただければ、

と思う。日本全国の市区町村で活用できるように、市区町村規模や地域特性に配慮した。

第2部は、法律専門職の効果的な関わりや活用についての虐待対応事例集である。事例内容や類型について配慮し、必要な要素が入った多様かつ典型である事例を複数事例呈示した。また養護者における虐待事例のみならず、行政のより正確で適切、かつ積極的な対応が求められている養介護施設従事者等による虐待についても示し、法律専門職の関与による対応の質の向上を企図した。

なお実践事例集はリーガルサポートのホームページにアップし、ダウンロードできるようにする予定である。

2) 調査研究報告書

本研究事業全体の概要および、実施した郵送の質問紙調査（対象機関：市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会、法律専門職団体）のそれぞれの結果と分析を中心とした内容となっている。市区町村、都道府県への悉皆調査、地域包括支援センター、社会福祉協議会への大規模調査、そして組織力を活用した法律専門職団体への調査の結果は、大変貴重であり、学術的意義のみならず、実態把握そして施策課題の分析等にも有意義なものである。本調査から導き出され、分析された諸課題は、エビデンスをベースにした施策立案および法制度推進に貴重な示唆を与えるのみならず、具体的な提案となっている筈である。研究と実践の乖離への危惧は、多くの分野でも指摘されていることではあるが、本研究事業は、高齢者の人権福祉の推進および当事者である高齢者への権利擁護にできる限り還元されるものとなるよう、行政側にとって提案的であり、サポータティブになるよう配慮した。

なお調査研究報告書についても、リーガルサポートのホームページにアップし、ダウンロードできるようにする予定である。

3) 調査研究報告書概要版

本研究事業の結果が、できる限り多くの法律専門職や関係機関の担当者に紙ベースで直接届くように、概要版を作成した。また概要版の作成は、多忙な担当者が効率よく、本研究事業のエッセンスを理解できることとなる。興味がある場合は、調査研究報告書をリーガルサポートのホームページでダウンロードすることができるので、本研究事業の効果的、効率的な普及が可能となる。

なお配布については、地域包括支援センター等関係機関にアンケート協力の御礼と広報、普及啓発の趣旨で配付を行う。

(3) 委員会の構成

本研究事業の実施体制は以下のとおりである。

本事業全体を企画し、運営するために「本委員会」を設置し、各調査の企画、実施の実際の作業委員会（ワーキング委員会）として「郵送アンケート調査委員会」および「ヒアリング調査委員会」を置いた。

委員および委員会は、研究事業の実践性と質および水準、そして公正性を担保するよう配慮

をし、構成されている。

研究事業実施団体であるリーガルサポートから、この分野の研究事業や活動に、支部や地域において関わっている司法書士である委員 6 名を置いた。また研究事業の公正を期すため、半数の委員をリーガルサポート所属以外からの就任とし、かつ研究事業の実践性と質および水準を担保するため、法律専門職として弁護士を 1 名、成年後見制度に詳しい法学研究者を 1 名、調査機関の種別に先駆的な実践を行っている地域から、市区町村行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会の担当者を各 1 名ずつ参加の要請をした（巻末に委員名簿記載）。本委員会委員長（研究事業委員長）には、本事業の研究テーマの研究者であるリーガルサポート所属以外の学識経験者を置き、副委員長（研究事業副委員長）をリーガルサポート所属の法律専門職とした。

なおオブザーバーとして、厚生労働省老健局、リーガルサポート理事が同席した。

高齢者虐待防止補助金事業委員会 委員長
山田 祐子

白紙

第 I 部

高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における
法律専門職の役割と連携課題に関するアンケート調査

中表紙裏面（白紙）

I. 調査実施概要

1. 調査の目的

高齢者虐待など高齢者の権利利益を侵害する問題が社会問題化しており、その発生要因としては単なる介護負担のみではなく、経済環境を背景とする養護者等の就労問題や経済的課題、疾病や障害などによる生活課題など様々な問題が複雑に絡む事案が少なくない。また、実際の対応場面では「立入調査」や「やむを得ない事由による措置」など行政権限の行使などを含め、自治体には法的根拠に基づく適切な対応が求められている。法律専門職は、自治体の行う高齢者虐待対応を法的側面から助言するなど、市区町村の対応を支援することが期待されている。

本調査は、高齢者虐待防止・対応に取り組んでいる市区町村・都道府県、地域包括支援センター等と法律専門職がどのように連携を図っているのかその実態を把握するとともに、連携における課題を把握することを目的として実施した。

2. 調査実施概要

(1) 調査対象

本調査では、高齢者虐待防止・対応の現場で取り組んでいる市区町村および地域包括支援センター、市区町村を支援する都道府県、成年後見制度の利用支援を行っている社会福祉協議会、法律専門職団体（弁護士会、司法書士会、リーガルサポート）を対象とした。

なお、市区町村、都道府県、法律専門職団体については全数を対象とし、地域包括支援センター及び社会福祉協議会については抽出でそれぞれ 2,000 か所、1,000 か所を対象として調査を実施した。

(2) 調査の実施方法

調査票の発送・回収は、郵送法（メール便）によって実施した。

(3) 調査実施時期

平成 23 年 10 月～11 月

(4) 回収率

調査票の回収状況は下表のとおりである。

アンケート調査回収状況

調査対象	発送・回収状況		
	発送数	回収数	回収率
市区町村	1,746	990	56.7%
都道府県	47	42	89.4%
地域包括支援センター	2,000	892	44.6%
社会福祉協議会	1,000	526	52.6%
法律専門職団体	152	116	76.3%
合計	4,945	2,566	51.9%

Ⅱ. 市区町村向け調査結果

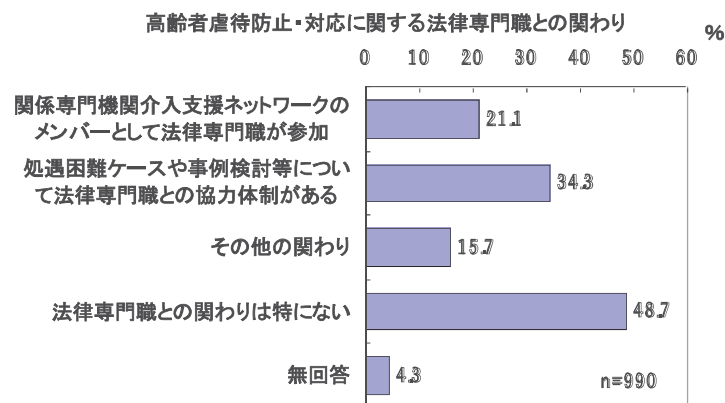
1. 高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり

(1) 法律専門職との関わりの有無

高齢者虐待防止・対応に関して、何らかの形で法律専門職との関わりがあると回答した市区町村は約半数であった。

関わり方をみると、「関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして法律専門職が参加」している市区町村は 21.1% 「処遇困難ケースや事例検討等について法律専門職との協力体制がある」市区町村は 34.3% 「その他の関わり」がある市区町村が 15.7%である。

人口規模別にみると、規模が大きな市区町村ほど法律専門職と関わりがある割合が高くなっている。これは、法律専門職の地域偏在による影響もあると考えられる。

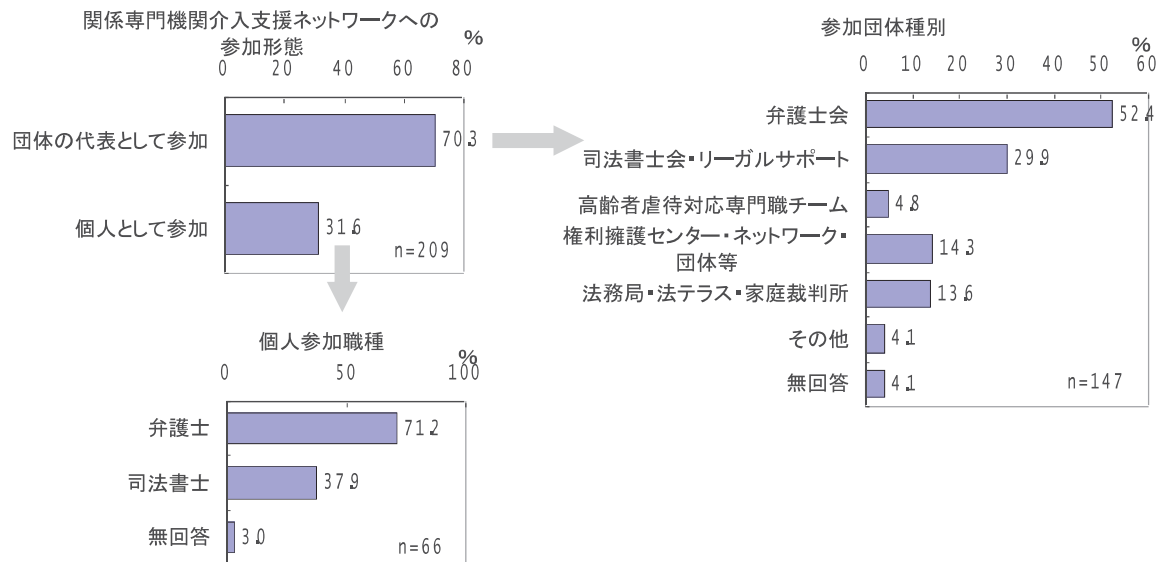


高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり（人口規模別）

	3万人未満		3～10万人未満		10～30万人未満		30万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして法律専門職が参加	48	10.7	82	25.0	46	33.8	31	46.3
処遇困難ケースや事例検討等について法律専門職との協力体制がある	102	22.7	122	37.2	73	53.7	39	58.2
その他の関わり	49	10.9	59	18.0	29	21.3	13	19.4
法律専門職との関わりは特にない	290	64.6	138	42.1	38	27.9	12	17.9
無回答	18	4.0	16	4.9	5	3.7	3	4.5
合計	449	100.0	328	100.0	136	100.0	67	100.0

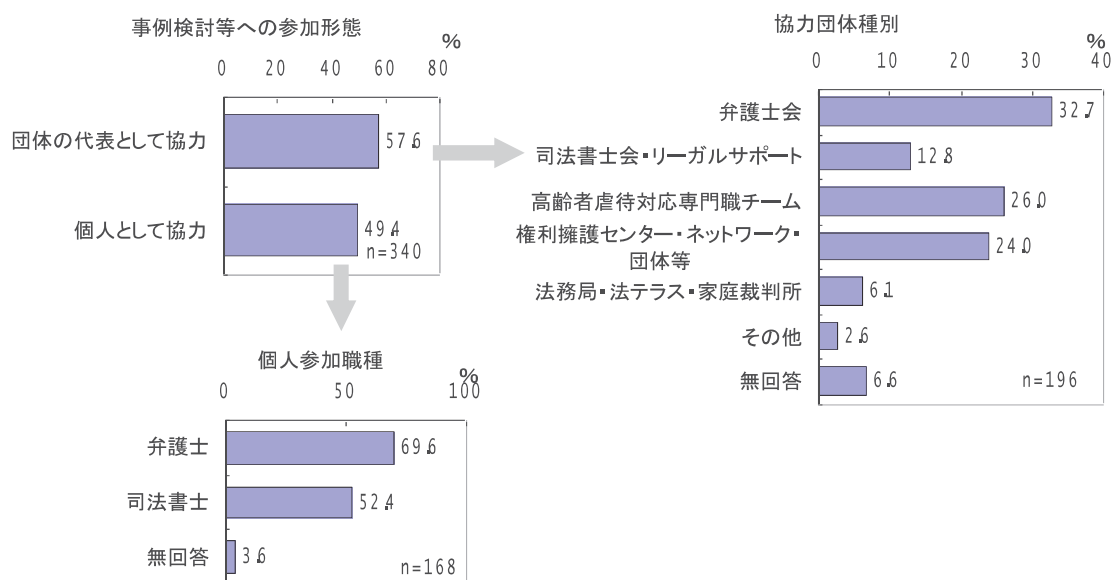
①関係専門機関介入支援ネットワーク

関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして参加している法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として参加」している割合が 70.3%「個人として参加」している割合が 31.6%であり、団体として関与している割合が高い。参加団体の種別では、「弁護士会」が 52.4%を占めている。



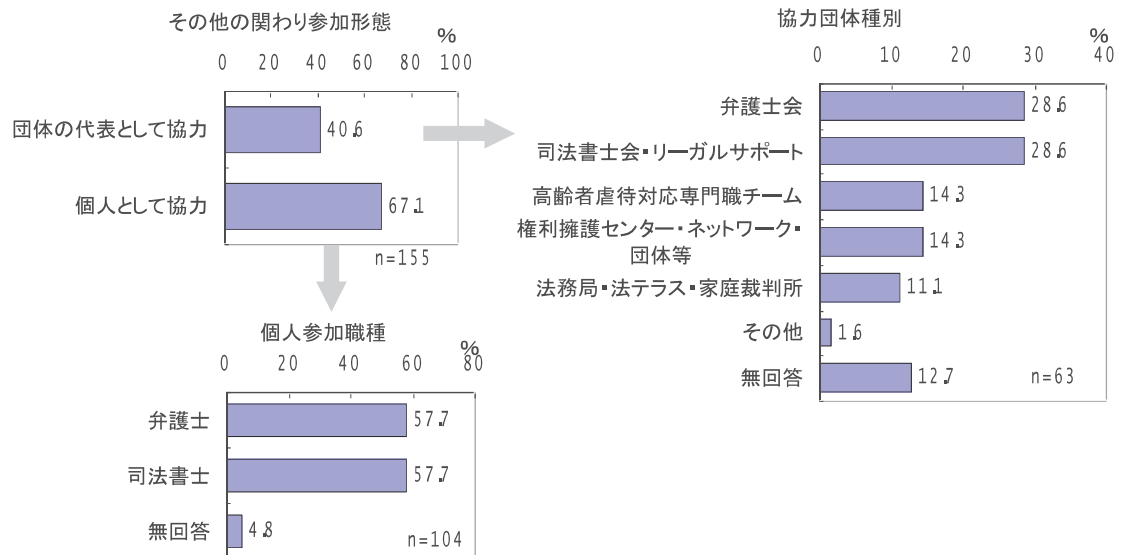
②事例検討等での協力

処遇困難ケースや事例検討等において協力関係のある法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として協力」が 57.6%「個人として協力」が 49.4%であった。協力団体の種別では、「弁護士会」や「高齢者虐待対応専門職チーム」のほか、各地域で構成している「権利擁護センター・ネットワーク・団体等」などの割合が高い。



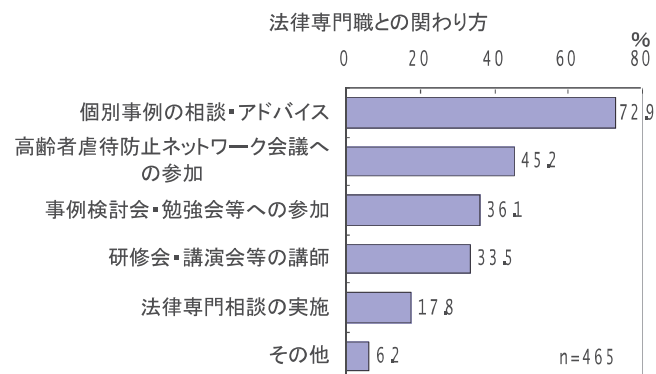
③その他の関わり

上記①②以外で法律専門職との関わりがある回答した市区町村において法律専門職の参加形態をみると、「個人として協力」している割合が **67.1%**を占めた。また、個人として協力している法律専門職の職種をみると、「弁護士」「司法書士」が同じ割合となっている。



(2) 法律専門職との関わり方

法律専門職と何らかの関わりがあると回答した **465** 市区町村を対象に、法律専門職の具体的な関わり方を尋ねたところ、「個別事例の相談・アドバイス」が **72.9%**を占めており、個別事案に対する法律専門職への相談ニーズが非常に高いことがうかがえる。

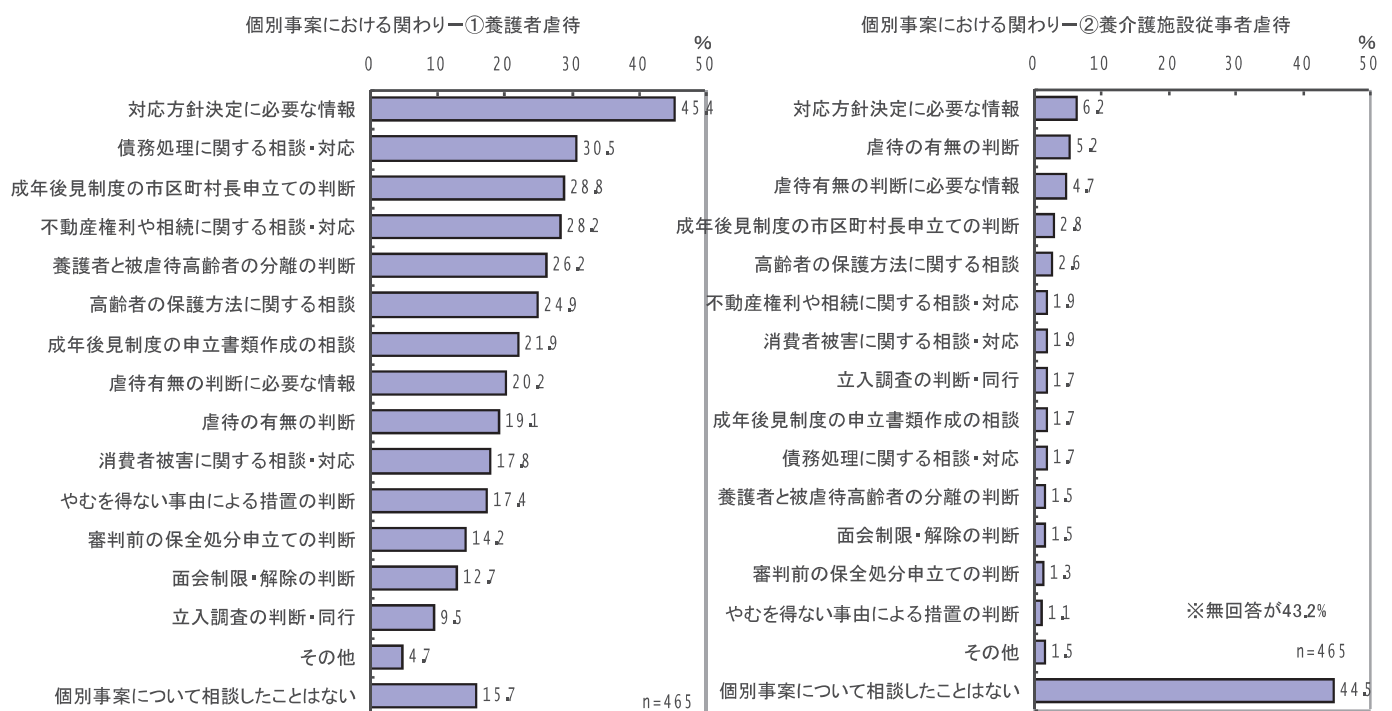


(3) 個別事案における法律専門職の関わり

高齢者虐待等の個別事案において、法律専門職に相談してアドバイスを受けたり、対応を依頼したことの有無を尋ねた。

養護者による高齢者虐待事案においては、「対応方針決定に必要な情報」のほか、「債務処理」「成年後見制度市区町村長申立て」「不動産権利や相続」「分離」「保護」など、虐待対応全般において法律専門職が関与していることがわかる。

一方、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案は件数自体が少ないため、法律専門職への相談経験も少ないものと考えられる。

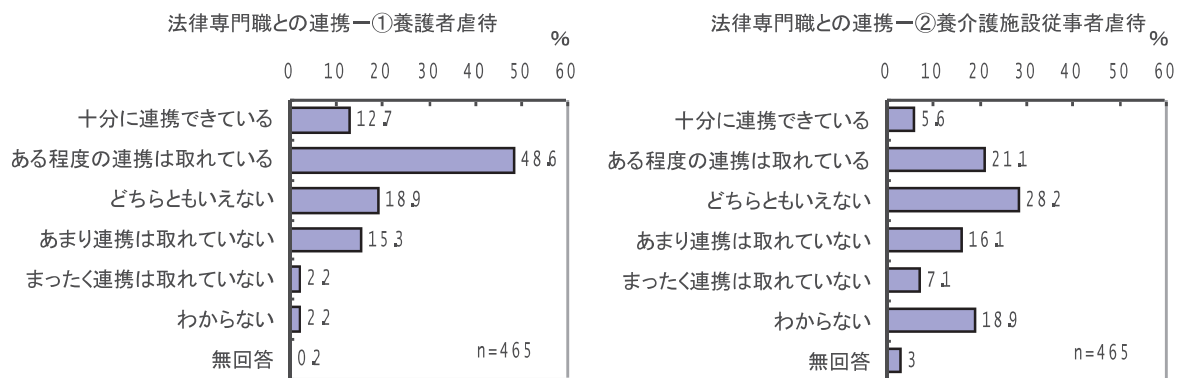


（４）法律専門職との連携に対する評価

法律専門職と関わりがある 465 市区町村を対象に、高齢者虐待事案において法律専門職との程度連携が取れているのか、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待それぞれについて尋ねた。

養護者による高齢者虐待対応に関しては、“連携が取れている”（「十分に連携できている」と「ある程度の連携は取れている」の合計）と回答した市区町村が 61.3%を占め、“連携が取れていない”（「あまり連携は取れていない」と「まったく連携は取れていない」の合計）と回答した市区町村は 17.5%にとどまった。

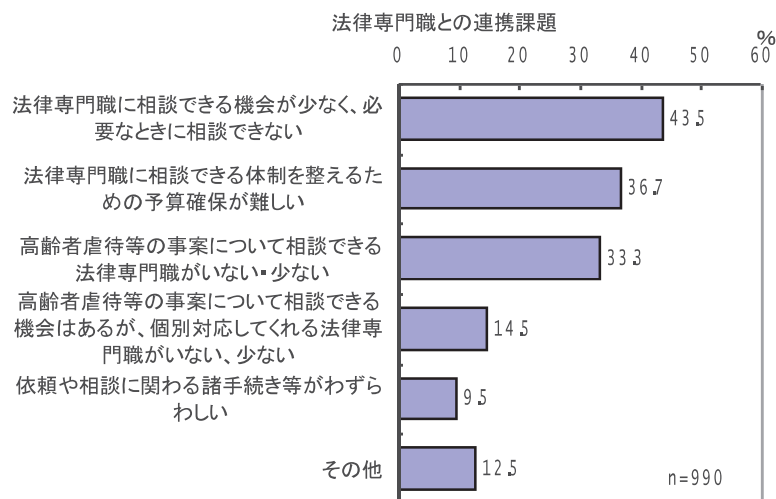
一方、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に対しては、“連携が取れている”割合は 26.6% “連携が取れていない”割合は 23.2%であった。養介護施設従事者等による高齢者虐待は事案自体が少ないため「どちらともいえない」や「わからない」との回答が目立つ。



（５）法律専門職との連携課題

回答のあった 990 市区町村に対して、法律専門職との連携課題を尋ねたところ、「相談できる機会が少なく、必要なときに相談できない」43.5% 「相談できる体制を整えるための予算確保が難しい」36.7% 「相談できる法律専門職がいない・少ない」33.3%が上位を占めた。

人口規模別にみると、規模の小さい市区町村ほど「相談できる法律専門職がいない・少ない」の回答率が高く、法律専門職の地域偏在による影響が読み取れる。



法律専門職との連携課題（人口規模別）

	3万人未満		3～10万人未満		10～30万人未満		30万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
法律専門職に相談できる機会が少なく、必要なときに相談できない	203	45.2	149	45.4	56	41.2	17	25.4
法律専門職に相談できる体制を整えるための予算確保が難しい	162	36.1	123	37.5	51	37.5	22	32.8
高齢者虐待等の事案について相談できる法律専門職がない・少ない	177	39.4	101	30.8	37	27.2	10	14.9
相談できる機会はあるが、個別対応してくれる法律専門職がない、少ない	52	11.6	58	17.7	21	15.4	13	19.4
依頼や相談に関わる諸手続き等がわずらわしい	36	8.0	35	10.7	13	9.6	9	13.4
その他	53	11.8	31	9.5	27	19.9	11	16.4
無回答	33	7.3	30	9.1	10	7.4	9	13.4
合計	449	100.0	328	100.0	136	100.0	67	100.0

法律専門職との連携に関する課題、期待、支援してほしいことについて自由記述形式で回答を求めたところ、法律専門職との連携面の課題としては、「予算確保が困難」であること、都市部以外には「法律専門職が少ない」こと、また虐待対応では迅速な対応を求められるが「法律専門職が忙しいためタイムリーな相談が難しい」こと、「敷居が高い」という意識があることなどが挙げられている。

また、上記の裏返しであるが、法律専門職への期待として「すぐにアドバイスをもらえる相談体制」や「身近な法律専門職」の存在を求める意見も多く、相談支援体制についても市区町村単独ではなく広域的な対応を求める意見も寄せられている。

一方で、高齢者虐待などに精通した法律専門職の養成を求める意見や、低所得高齢者の成年後見人等への就任を望む意見も寄せられている。

寄せられた意見内容は、現在の社会環境による課題（予算確保の困難さ、人材の不足・偏り）や現行制度上の課題等が多くみられるが、これらの課題に対して法律専門職が自ら取り組む必要があるもの（人材育成・スキルアップ等）、法律専門職が市区町村・都道府県など関係機関の協働により解決を図るべきもの（相談体制の仕組みや契約費用の問題等）を整理し、課題解決に向けて取り組むことが求められる。

〔法律専門職との連携課題、期待、支援して欲しいことの記載内容（抜粋）〕

○予算確保が困難

- ・小規模自治体であるため、単独で法律専門職との契約予算確保が難しい。県総合支援センターが契約する法律専門職に相談するケースがあり、非常に丁寧にに対応していただき、相談もスムーズであったため、おおいにこのような機関を活用すべき。ただし、ケース会議等に出席してもらうことができなかったため、今後は自治体に赴いてのケース会議ができるようになることを望みます。

○気軽に相談できる体制

- ・気軽に相談することが難しい。他の機関では電話で質問し尋ねるだけでよい場合が多いが、法律関係は事前に予約が必要な場合が多く、重大な案件にならないとなかなか相談しようと思わない傾向がある。
- ・法律家との相談に関して敷居が高く感じるが多々ある。経済的に困窮している方が主な対象となるため、どこまで支援をして頂けるのか不安に思うことがある。

○法律専門職の不足

- ・町が小さいため法律の専門職がいない。法律の専門職と接する機会がない。費用負担がわからない。

○必要なときに対応して欲しい

- ・県の事業として弁護士等に FAX・TEL で相談できる窓口があり、とても助かっている。しかし、現場としてはケア会議開催時に出席してくれる法律専門職、いつでもすぐに対応してくれる法律専門職が自治体にいてくれることが望ましい。
- ・虐待対応は即応が基本となるので、定期的な検討会とは別に随時相談できる仕組みづくりが必要と感じている。
- ・高齢者虐待事例で迅速な対応が必要な場合に、すぐにアドバイスをもらえる専門機関があるとよい。市区町村単位での法律専門職の体制整備は難しいと思われるので、保健所単位で体制整備ができるとよい。
- ・人権の問題など、民事の枠など、行政としてどこまで支援してよいか法文の解釈や判例など提示して欲しい（マニュアルでは予防が謳われていますが、実際には職権や法的な権限がないなど支援に躊躇することも多々あり）。また、他法との兼ね合い（DV 防止法など）。訴訟の可能性がある場合も多く、ケース会議やコアメンバー会議に専門職のアドバイス関与があると心強いです。
- ・自治体ごとに虐待等に詳しい専門職を抱えることは困難。広域での相談専門機関をつくり、そこから専門職が出張できる体制がベスト。良い例としては都精神保健センターの老人班の動き。

○高齢者虐待に精通した法律専門職の育成

- ・高齢者虐待防止法について理解している弁護士や司法書士を増やしていくこと。
- ・個別事案については、その都度弁護士等を通じて相談依頼をしているが、高齢者虐待に精通している顧問的役割の専門職の必要性を感じている。

○成年後見制度に関して

- ・社会福祉士会、司法書士会と連携をしているが、虐待や成年後見人に対して支援してもらえる人材が少ない。相談する人はほとんど同じ人であり、その先生も忙しくなかなか相談できる時間が取れない。成年後見制度を利用したい人は多くいるのに、対応できる人材が少なく困っている。
- ・経済的虐待が絡んでいる事例が増えてきています。親族による使い込み等、成年後見制度の申立てを検討し、手続きを進めても、後見人候補者は訴訟を考えて法律家の選任を家裁から要望されます。是非、報酬が少額な方の後見人も受任して頂けるとありがたいです。

○その他

- ・市民向けの無料相談のように、行政向けの無料相談会を定期的に開催して欲しい。困難ケースや虐待ケースは、多くが経済的に厳しい場合が多く、相談料について非課税世帯には安価になるなど区分して頂くことはできないでしょうか（できれば無料）。
- ・当町では、高齢者虐待防止アドバイザー契約を締結している団体とは全く連携が取れていないが、地域包括支援センターの職員が個人的に他の法律事務所と連携して事案に対応している。現在、契約団体の活用法を検討中である。

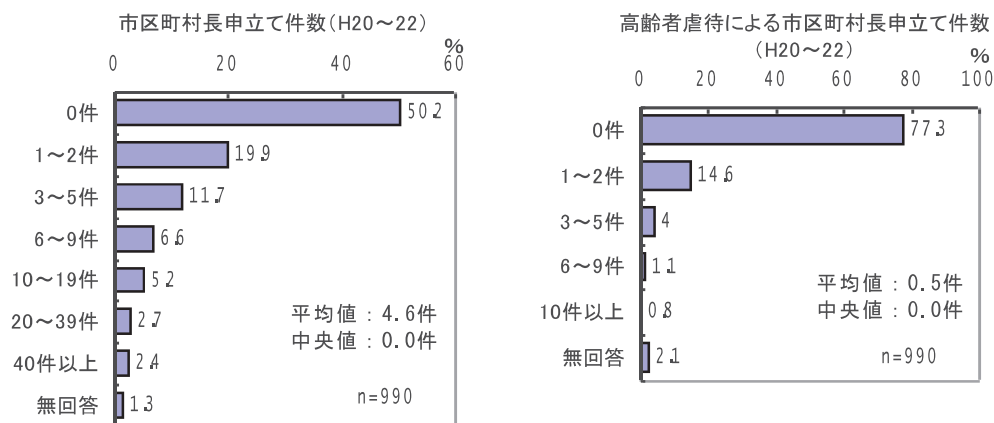
2. 成年後見制度について

(1) 市区町村長申立て

平成 20 年～22 年度の 3 カ年における高齢者に対する成年後見制度市区町村長申立て実績を尋ねたところ、回答のあった市区町村のうち半数は「0 件」であったが、一方で 20 件以上の市区町村も 5.1%ほどみられる。市区町村の人口規模等の違いがあり単純な比較は困難であるものの、市区町村長申立ての実施状況については市区町村間に大きな開きがあることがうかがえる。

また、高齢者虐待によって市区町村長申立てを実施した件数をみると、全市区町村平均では 0.5 件であった。高齢者全体に対する市区町村長申立て件数の平均が 4.6 件であるため、高齢者虐待によって市区町村長申立てを実施した割合は全体の約 1 割程度と考えられる。

人口規模別にみると、市区町村長申立ての実施状況は人口規模によって大きく異なっている。



市区町村長申立て実施状況（H20～22）（人口規模別）

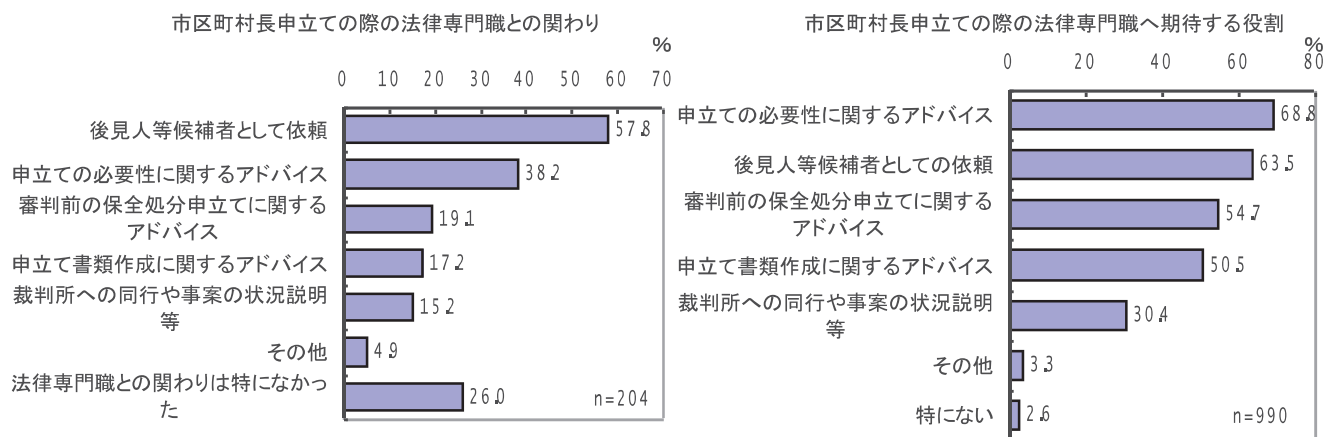
	3 万人未満		3 ～10 万人未満		10～30 万人未満		30 万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
市区町村長申立てあり	105	23.4	204	62.2	118	86.8	61	91.0
市区町村長申立て平均件数	0.7 件		2.2 件		8.1 件		37.0 件	
高齢者虐待対応による市区町村長申立てあり	38	8.5	67	20.4	57	41.9	40	59.7
高齢者虐待対応による市区町村長申立て平均件数	0.1 件		0.3 件		1.0 件		3.5 件	

(2) 市区町村長申立ての際の法律専門職の関わり

高齢者虐待対応として市区町村長申立てを行った実績のある 204 市区町村に対して、申立ての際の法律専門職との関わりを尋ねたところ、「後見人等候補者として依頼」が 57.8%「申立ての必要性に関するアドバイス」が 38.2%を占めた。

また、市区町村長申立ての際に法律専門職に期待することをみても、「申立ての必要性に関するアドバイス」や「後見人等候補者としての依頼」が上位を占めており、法律専門職には申立ての助言とともに後見人等の受け皿としての役割が期待されていることがわかる。

人口規模別にみると、人口規模の小さい 3 万人未満の市区町村では「申立ての必要性に関するアドバイス」や「申立て書類作成に関するアドバイス」への期待が高く、一方で人口規模が 10 万人以上の市区町村では「後見人等候補者」としての期待が高い。



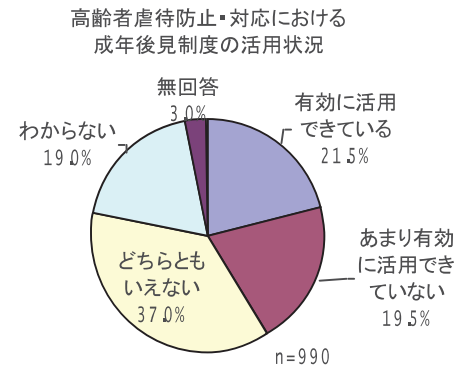
市区町村長申立ての際の法律専門職へ期待する役割（人口規模別）

	3 万人未満		3～10 万人未満		10～30 万人未満		30 万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
申立ての必要性に関するアドバイス	341	75.9	210	64.0	85	62.5	38	56.7
後見人等候補者として依頼	249	55.5	211	64.3	110	80.9	50	74.6
審判前の保全処分申立てに関するアドバイス	239	53.2	181	55.2	78	57.4	37	55.2
申立て書類作成に関するアドバイス	283	63.0	158	48.2	36	26.5	18	26.9
裁判所への同行や事案の状況説明等	164	36.5	84	25.6	32	23.5	15	22.4
その他	12	2.7	9	2.7	10	7.4	1	1.5
特にない	6	1.3	11	3.4	7	5.1	2	3.0
無回答	8	1.8	5	1.5	1	0.7	2	3.0
合計	449	100.0	328	100.0	136	100.0	67	100.0

(3) 高齢者虐待防止・対応における成年後見制度の活用状況

高齢者虐待防止・対応において成年後見制度がどの程度有効に活用できているかを尋ねた。その結果、「有効に活用できている」と回答した市区町村は 21.5% 「あまり有効に活用できていない」が 19.5% 「どちらともいえない」 37.0% 「わからない」 19.0%であり、高齢者虐待防止・対応における成年後見制度の活用に対する評価は分かれている。

特に、課題として指摘されているのは、手続きの煩雑さ、審判がおきるまでに時間がかかること、低所得者の場合の申立費用や後見人等報酬の問題など手続きに関する事項のほか、高齢者が低所得である場合の受任者の確保が見込めないことや、同居している場合の家族・親族との関係性に配慮した記載も複数みられた。



〔選択理由（抜粋）〕

■有効に活用できている

- ・法律専門職の数は少ないものの、相談できる体制が存在している。相談を行った際は、成年後見制度の活用についてアドバイス等をいただける。
- ・保全処分による財産の確保、契約など、被虐待者保護のためには有効な手段である。
- ・特に経済的虐待において成年後見制度の利用は虐待状況の解消に有効な手段のひとつであるため。
- ・成年後見制度を有効活用するには、区長申立ての円滑な運用、申立費用や後見報酬への助成、法人による成年後見人の受任態勢が必要だが、本区においてはこうした仕組みを活用している。
- ・後見人がいることで、本人支援と養護者支援の役割が分けられるので、支援が円滑に進められる。
- ・生活拠点の分離にあわせて金銭管理を第三者に任せることで、新しい生活支援を円滑に進められる。また、切り札として有効である。
- ・経済的虐待のケースは、後見人の選任により一気に解決に近づく。

■あまり有効に活用できていない

- ・後見人等報酬を確保できず、検討できない場合も出てくると思われる。
- ・必要があれば成年後見制度の活用はするが、その他制度を優先活用し、対応できてしまうことが多かった。手続きの煩雑さ、決定までに時間がかかるイメージがある。予算確保も課題。
- ・制度はよいが、第三者後見人の受任者候補が少ない。
- ・申立ての書類が多く難しく、申立て費用が多くかかる。
- ・虐待への対応は緊急を要するため、手続きに時間を要する成年後見制度を利用せず、入院や入所の手続き、金銭管理等を関係機関において実質的に代行していることが多い。

■どちらともいえない

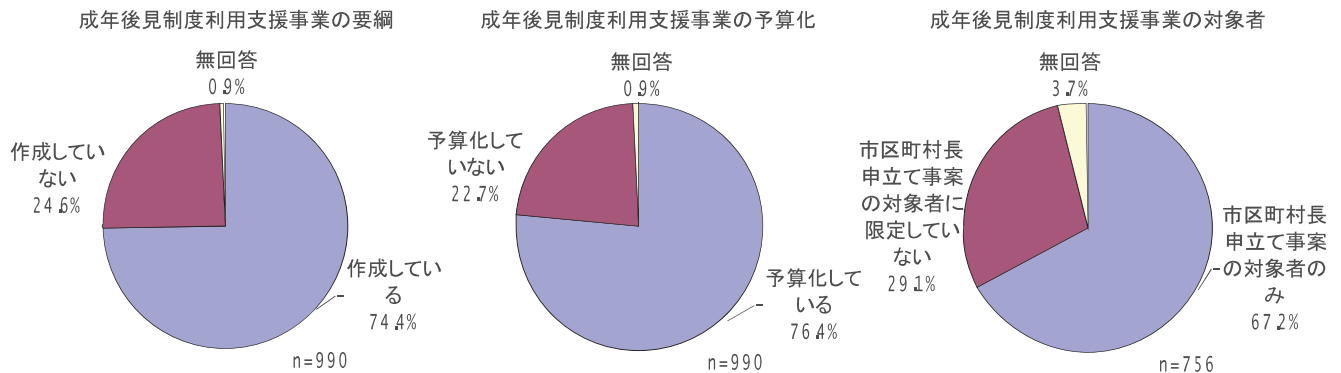
- ・分離しない状態で制度を利用すると、虐待が再発してしまうリスクがある。
- ・経済的虐待の場合であっても、安易に成年後見制度を利用することは困難である。どちらかといえば分離後に制度を利用し、施設等での生活の維持を図ることが考えられる。
- ・後見人が就けば対応としては虐待はなくなり有効であるが、後見人が就くまで時間がかかりすぎる。また制度自体が防止にはなっていない。
- ・申立資料作成に時間がかかる。また、要綱等に従って手続きを進めるため時間がかかる。反面、後見人が選任された後はスムーズに対応できるメリットもある。
- ・親族が経済的虐待をしている場合、手続きをスムーズに進めることが難しい。親族自身にも認知症や精神疾患が疑われる場合、成年後見制度を勧めても拒否し、その親族が引き続き金銭管理することに固執するケースが多く、対応が難しいため。

(4) 成年後見制度利用支援事業

①要綱整備状況、予算化の有無

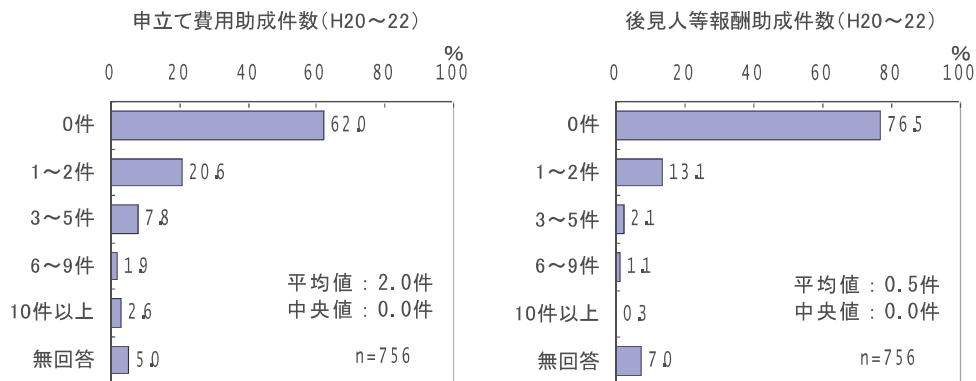
成年後見制度利用支援事業の要綱を作成している市区町村は 74.4% 事業の予算化をしている市区町村は 76.4%を占めた。

事業の予算化をしている 756 市区町村に対して成年後見制度利用支援事業の対象者を尋ねたところ、「市区町村長申立て事案の対象者のみ」が 67.2%「市区町村長申立て事案の対象者に限定していない」が 29.1%であった。



②利用実績

事業の予算化をしている 756 市区町村に対して、平成 20～22 年度の 3 カ年における申立て費用助成及び後見人等報酬助成の実績を尋ねたところ、いずれの助成でも「0 件」が 60～70%を占めており、助成実績のある市区町村は少ないことがわかる。



成年後見制度利用支援事業の取組状況（人口規模別）

	3 万人未満		3 ～10 万人未満		10～30 万人未満		30 万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
A 要綱を作成している	264	58.8	283	86.3	125	91.9	57	85.1
B 予算化している	266	59.2	292	89.0	131	96.3	58	86.6
CⅠ. 申立て費用助成実績あり	62	23.3	97	33.2	52	39.7	35	60.3
CⅡ. 平均件数(H20～22)	0.4 件		0.7 件		1.6 件		17.1 件	
DⅠ. 後見人等報酬助成実績あり	34	12.8	35	11.9	27	20.6	25	43.1
DⅡ. 平均件数(H20～22)	0.2 件		0.2 件		0.6 件		3.1 件	

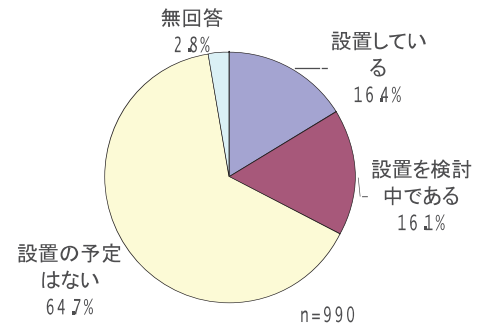
注：CⅠ、DⅠの構成比は、「B 予算化している」市区町村数を母数とするものである。

(5) 市民後見人

①成年後見サポートセンターの有無

成年後見制度の利用を支援するサポートセンター（社会福祉協議会やNPO団体等が運営する組織を含む）の設置状況を尋ねたところ、「設置している」市区町村は 16.4%「設置を検討中」が 16.1%であり、「設置の予定はない」市区町村が 64.7%を占めた。

成年後見サポートセンターの有無



成年後見サポートセンターの有無（人口規模別）

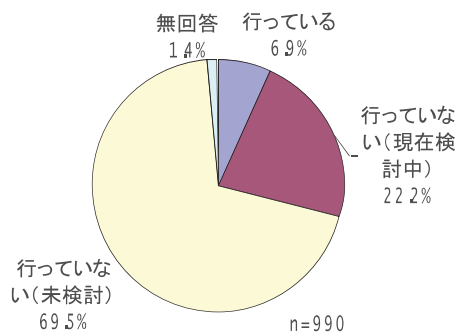
	3万人未満		3～10万人未満		10～30万人未満		30万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
設置している	48	10.7	45	13.7	42	30.9	26	38.8
設置を検討中である	63	14.0	53	16.2	24	17.6	17	25.4
設置の予定はない	320	71.3	224	68.3	67	49.3	23	34.3
無回答	18	4.0	6	1.8	3	2.2	1	1.5
合計	449	100.0	328	100.0	136	100.0	67	100.0

②市民後見人の養成

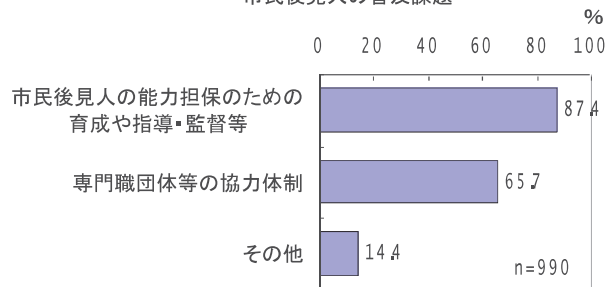
市民後見人の養成について、現在「行っている」と回答した市区町村は 6.9%「行っていない（現在検討中）」が 22.2%であり、「行っていない（未検討）」の市区町村が 69.5%を占めた。

また、市民後見人の普及課題としては、「市民後見人の能力担保のための育成や指導・監督等」が 87.4%「専門職団体等の協力体制」が 65.7%を占めている。

市民後見人の養成



市民後見人の普及課題

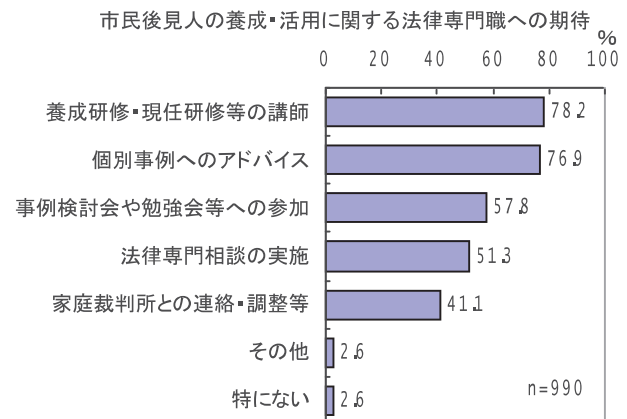


市民後見人の養成（人口規模別）

	3万人未満		3～10万人未満		10～30万人未満		30万人以上	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
行っている	9	2.0	20	6.1	22	16.2	17	25.4
行っていない（現在検討中）	60	13.4	80	24.4	45	33.1	30	44.8
行っていない（未検討）	373	83.1	224	68.3	67	49.3	19	28.4
無回答	7	1.6	4	1.2	2	1.5	1	1.5
合計	449	100.0	328	100.0	136	100.0	67	100.0

③市民後見人の養成・活用に関する法律専門職への期待

市民後見人の養成・活用に関する法律専門職への期待を尋ねたところ、ほとんどの市区町村は法律専門職に対して何らかの関与を期待しており、特に「養成研修・現任研修等の講師」や「個別事例へのアドバイス」を求める市区町村が多い。

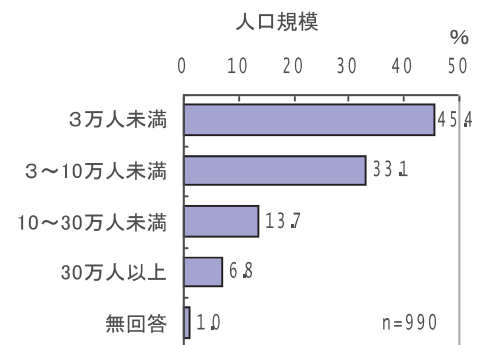


◆回答市区町村のプロフィール

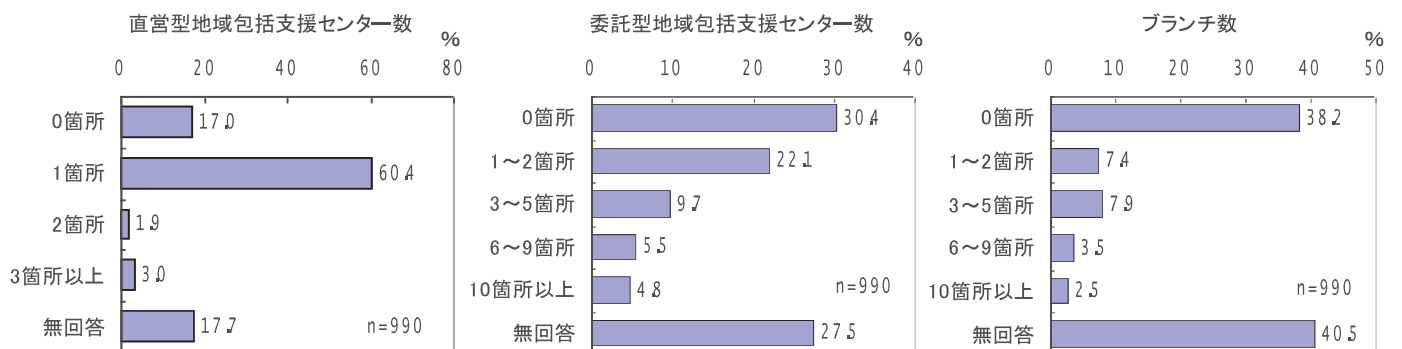
回答が寄せられた市区町村の人口規模は、「3万人未満」が45.4%「3～10万人未満」が33.1%であり、10万人未満の市区町村が78.5%を占めている。

養護者による高齢者虐待の通報届出件数をみると、市区町村によって件数にバラツキはあるものの、平均値は年々増加傾向にある。虐待認定件数は、市区町村平均で10～12件／年であった。

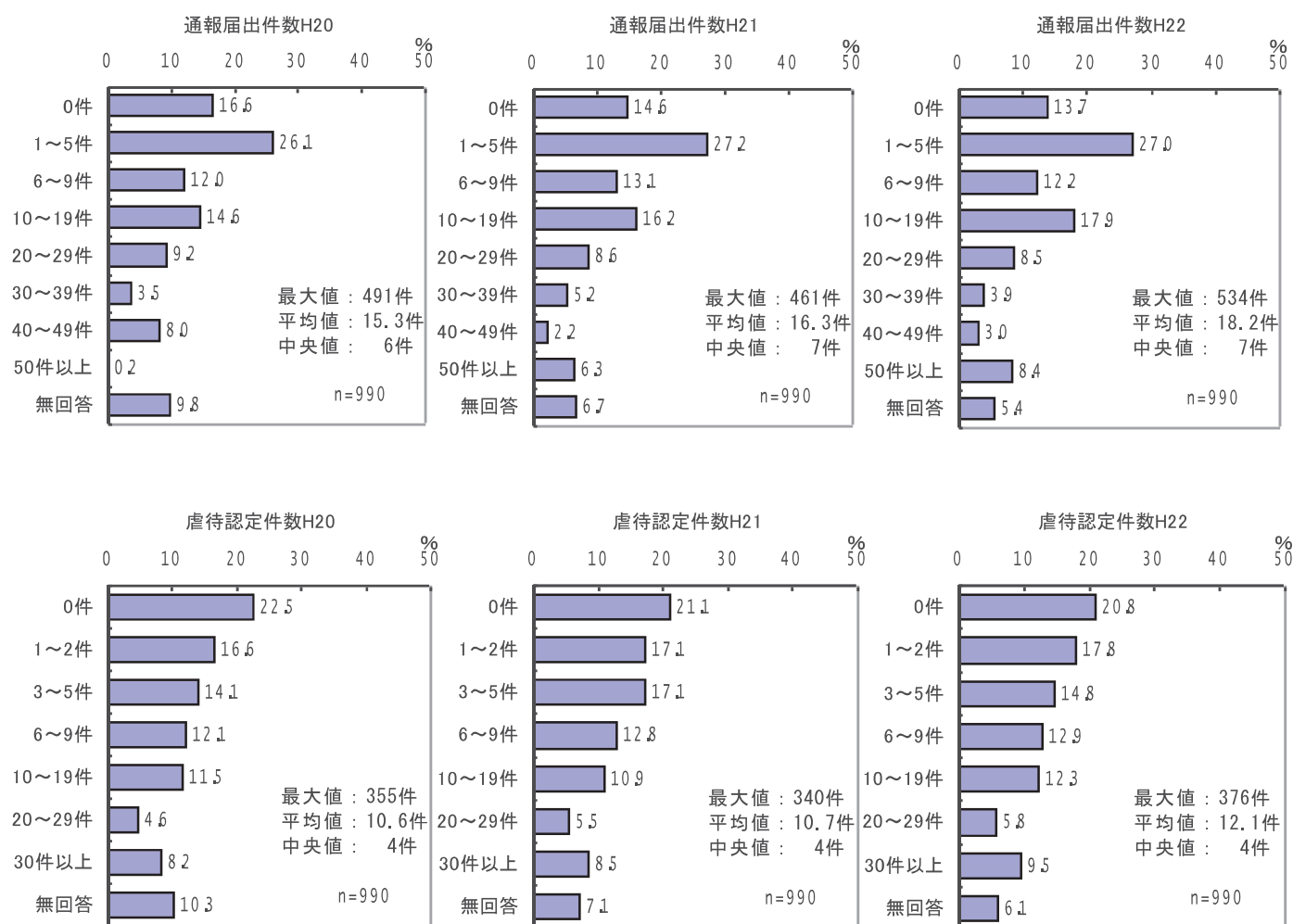
◎人口規模



◎地域包括支援センターの設置状況



◎養護者による高齢者虐待の通報・認定件数（平成20～22年度）



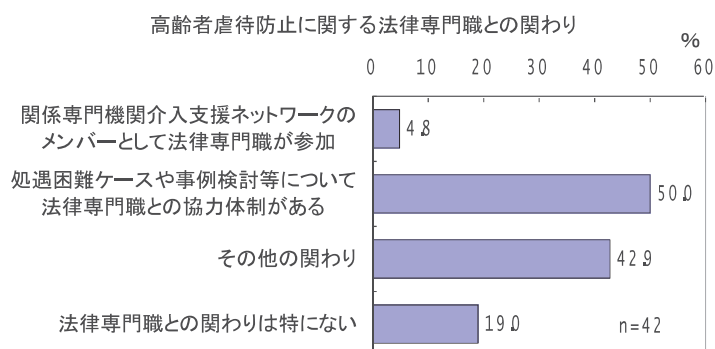
Ⅲ. 都道府県向け調査結果

1. 高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり

(1) 法律専門職との関わりの有無

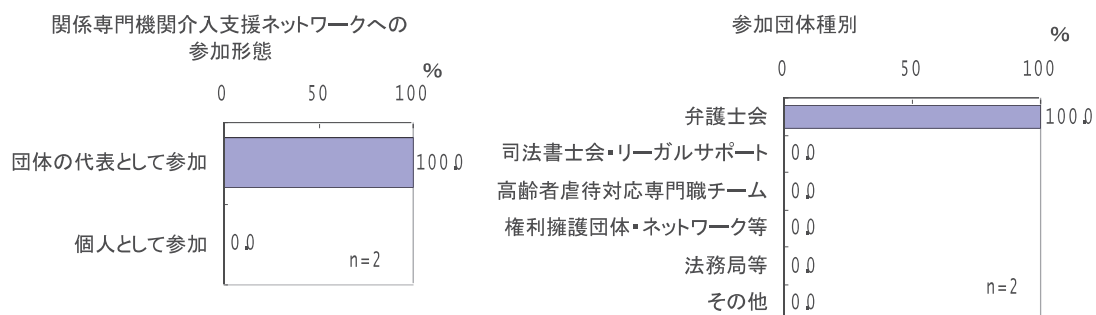
高齢者虐待防止・対応に関して、何らかの形で法律専門職との関わりがあると回答したのは42都道府県中34都道府県（81.0%）、「法律専門職との関わりは特にない」と回答したのは8都道府県（19.0%）であった。

関わり方をみると、「関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして法律専門職が参加」しているのは2都道府県（4.8%）、「処遇困難ケースや事例検討等について法律専門職との協力体制がある」のは21都道府県（50.0%）、「その他の関わり」は18都道府県（42.9%）である。



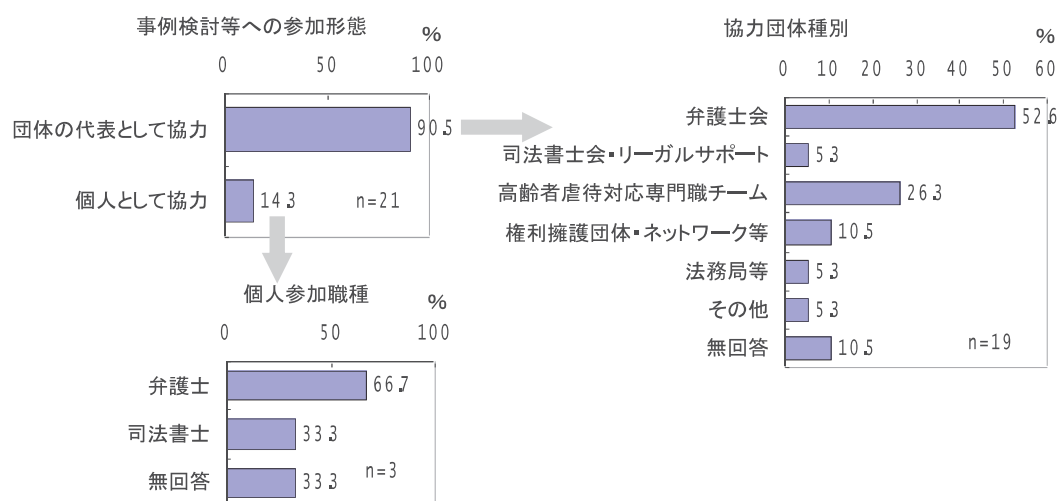
①関係専門機関介入支援ネットワーク

法律専門職が関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして参加しているのは2都道府県である。法律専門職の参加形態は「団体の代表として参加」おり、参加団体は「弁護士会」であった。



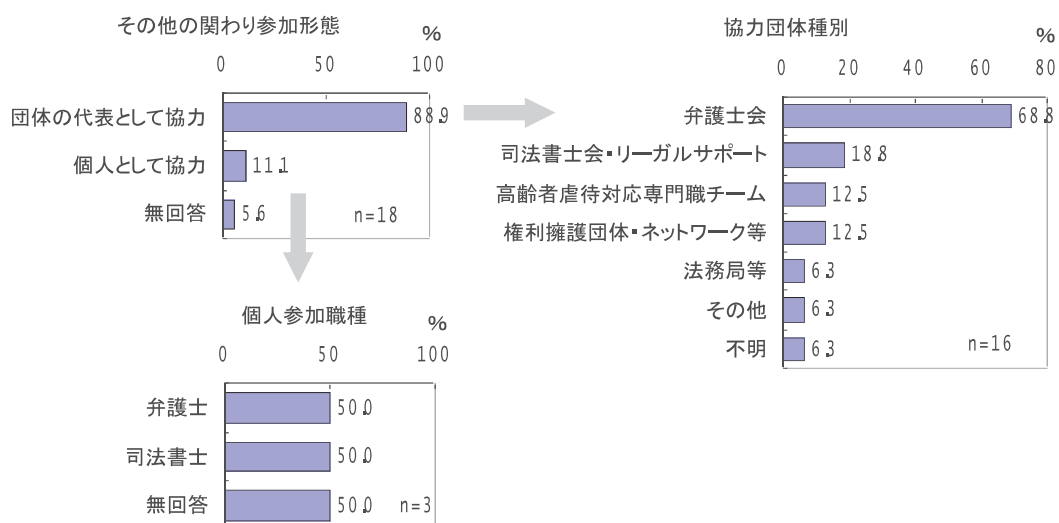
②事例検討等での協力

法律専門職が処遇困難ケースや事例検討等において協力関係のあると回答したのは 21 都道府県である。法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として協力」を依頼しているのが 19 都道府県（90.5%、「個人として協力」を依頼しているのが 3 都道府県（14.3%）であった。協力団体の種別では、「弁護士会」や「高齢者虐待対応専門職チーム」の割合が高い。



③その他の関わり

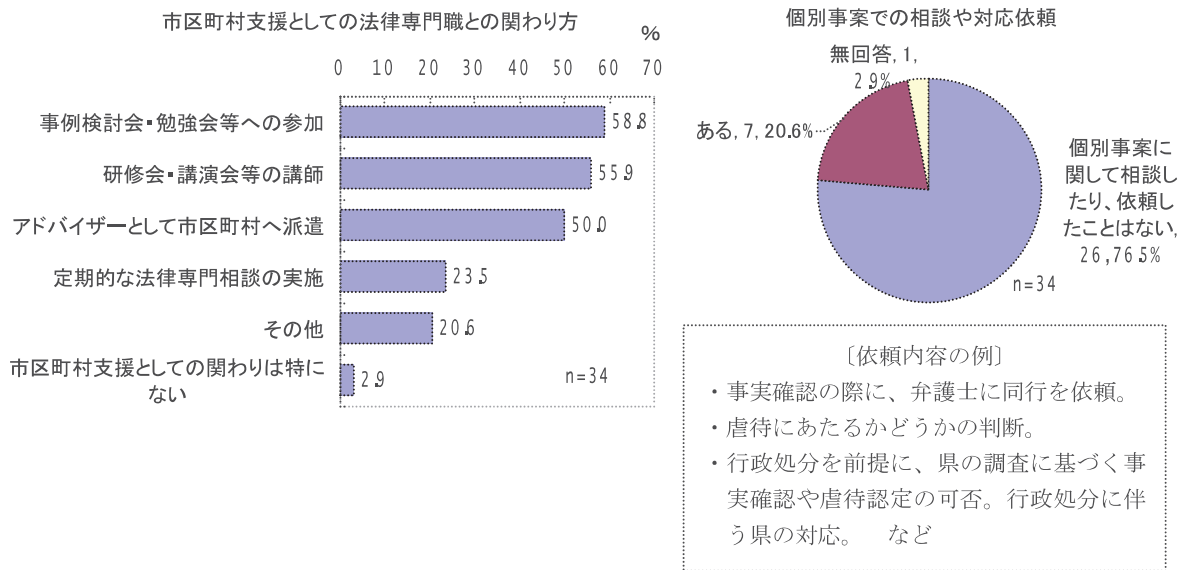
上記①②以外で法律専門職との関わりがある回答したのは 18 都道府県である。法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として協力」を依頼しているのが 16 都道府県（88.9%）「個人として協力」を依頼しているのが 2 都道府県（11.1%）であった。協力団体の種別では、「弁護士会」の割合が高い。



（２）市区町村支援としての法律専門職との関わり方

法律専門職と何らかの関わりがあると回答した 34 都道府県を対象に、法律専門職の具体的な関わり方を尋ねたところ、「事例検討会・勉強会等への参加」「研修会・講演会等の講師」などのほか、「アドバイザーとして市区町村へ派遣」している都道府県が半数を占めた。

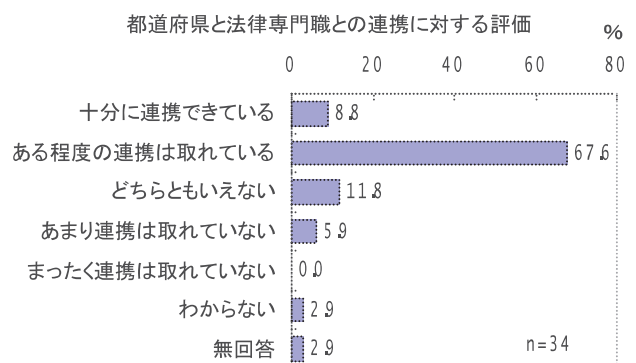
また、都道府県が直接高齢者虐待事案に対応する際に法律専門職に相談や依頼した経験の有無を尋ねたところ、「ある」と回答したのは 7 都道府県（20.6%）であった。依頼内容をみると、事実確認の際に弁護士に同行を依頼したり、事実確認や虐待認定の可否の判断や行政処分に伴う都道府県の対応について助言を求めるなどしている都道府県もある。



（３）都道府県と法律専門職の連携に対する評価

法律専門職と何らかの関わりがあると回答した 34 都道府県を対象に、法律専門職との連携に対する評価を尋ねたところ、26 都道府県（76.4%）が“連携が取れている”（「十分に連携できている」と「ある程度の連携は取れている」の合計）と回答している。

「どちらともいえない」「あまり・まったく連携は取れていない」と回答した都道府県にその理由を尋ねたところ、市区町村の個別事案への対応について法律専門職が助言等をする仕組みができていない、あるいは市区町村支援として法律専門職等による個別相談事業を実施しているものの利用実績が少ないなどの回答が寄せられた。



〔「どちらともいえない」「あまり・まったく連携は取れていない」理由〕

■どちらともいえない

- ・高齢者虐待の防止について、関係機関相互の密接な連携を確保し、その総合的かつ効果的な推進を図るために設置している県高齢者虐待防止推進会議の構成団体として県弁護士会にも参加をいただき、また市町村や地域包括支援センター職員を対象とした家庭内虐待防止研修の講師として弁護士を招聘しているが、個別具体の虐待事案について、例えば市町村職員等が弁護士等に相談してアドバイスを受けたり、対応を依頼できる仕組み（相談窓口の設置など）を構築するには至っていない。
- ・高齢者虐待防止の具体的な事業については市町村の事業であり、都道府県としては市区町村への広域的支援を行うための高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議の委員として弁護士に入っている状況である。
- ・県として法律専門職へ直接相談等したことはないが、総合相談事業の委託先である県社協は、法律専門相談の実施や事例検討会へのアドバイザーとしての参加依頼等、連携が取れている。
- ・今年度、県弁護士会、社会福祉士会による高齢者虐待対応専門職チームが発足したので、今後連携の仕方を検討していく。現時点では、市町村に対して当チームの活用を周知している。

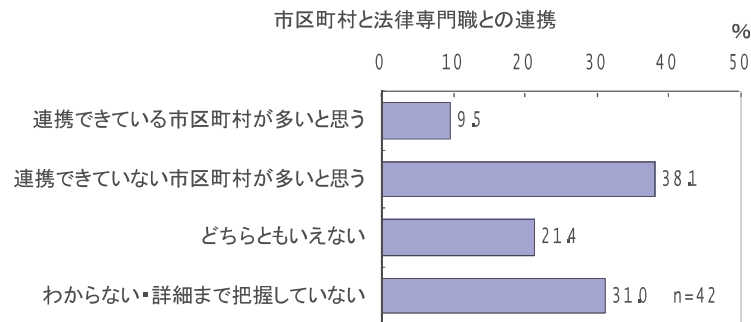
■あまり・まったく連携は取れていない

- ・高齢者権利擁護対策推進委員会の委員としてご意見をいただいているものの、困難事例への対応等についてはお忙しい業務の中で連絡がつきにくい。
- ・県社会福祉協議会へ、県の委託事業として「高齢者虐待対応力向上事業」を実施し、その中で弁護士・社会福祉士との個別相談を行う窓口を設置しているが、利用実績が2～3件／年と低い。

(4) 市区町村と法律専門職の連携

①市区町村と法律専門職との連携に対する評価

高齢者虐待防止・対応を行う上で、市区町村が法律専門職とどの程度連携できているかを尋ねたところ、「連携できている市区町村が多いと思う」と回答したのは4都道府県（9.5%）のみであり、「連携できていない市区町村が多いと思う」が16都道府県（38.1%）を占めた。



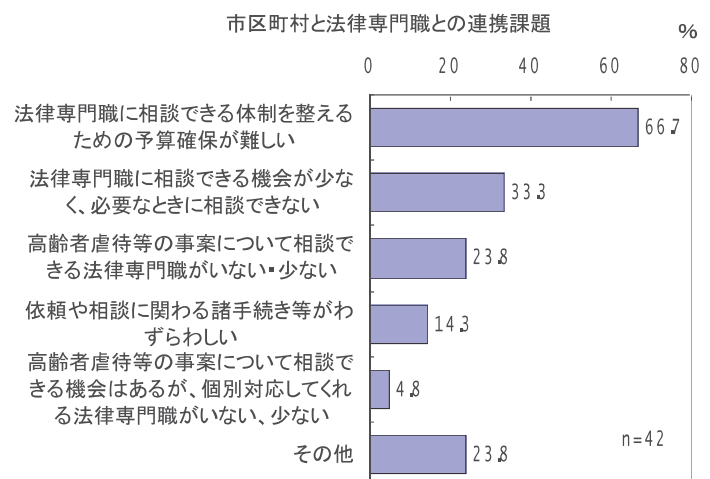
②市区町村と法律専門職との連携課題

高齢者虐待防止・対応を行う上での市区町村と法律専門職の連携課題を尋ねたところ、「法律専門職に相談できる体制を整えるための予算確保が難しい」が66.7%を占めた。

市区町村と法律専門職との連携課題、法律専門職への期待に関する自由記述では、法律専門職団体に対する要望が多く記載されている。内容をみると、法律専門職の地域偏在もあるため専門職団体と

して市区町村への派遣を求める意見、定期的な相談機会の設置を求める意見などが多い。

また、法律専門職に対しては、高齢者虐待防止法のみでなく介護保険法や老人福祉法等関係法令の中でどこまで適切な支援が行えるのか助言を求めたいとの意見も寄せられている。



〔法律専門職との連携課題、期待、支援して欲しいことの記載内容（抜粋）〕

○市区町村への派遣

- ・ 郡部では、そもそも法律専門職の数が少なく、さらに高齢者虐待について理解している専門職はなかなか見つけられない。会員への研修や必要としている市町村への派遣など、組織として対応いただける（支援体制を整備していただける）とありがたい。
- ・ 本県では、弁護士・社会福祉士を各市町村が実施する事例検討会、ケース会議に派遣する事業を行っているが、活用は進んでいない。活用を継続的に働きかけて推進することが課題である。

○身近な相談体制

- ・ 圏域・ブロック単位で相談窓口となっていただけの方がわかるとありがたい。
- ・ 過疎地や離島など都市部に比べて高齢化率が高く、社会資源が必ずしも十分でない地域における相談機会の提供（市町村への虐待事業に係る法的解決策の提案・助言）。
- ・ 法律専門職が少ない地域では、日頃から相談すること等困難で連携がとりづらい。協力して頂ける専門職の名簿等を提供して欲しい。
- ・ 専門職の地域偏在。
- ・ 本県では県社協が事務局となり、弁護士会、リーガルサポート支部、ばあとなあ、社協、行政機関からなる「高齢者及び障害者の権利擁護ネットワーク」が発足しており、専門職による相談会を実施しているが、今後、定期的な無料相談の機会を設けて欲しい。
- ・ 専門家の助言の必要性が生じたときにスムーズに相談できる体制がほしい。虐待の対応とはいえ高齢者虐待防止法だけでなく、介護保険法や老人福祉法等の関係法の中で、どの法律に基づきどこまで対応できるのか、適切な支援を行えるのか悩む。法律に基づく適切な支援を事案に直面する担当者がブレることなく実施できるようなサポートをお願いしたい。

○その他

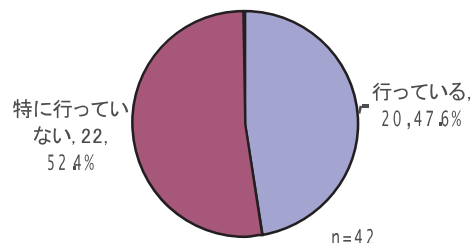
- ・ 経済的虐待への対応や緊急保護の実施の検討にあたっては、各種法令や判例等に関する知識が必要になることが多いため、各市町村に対し、高齢者虐待防止ネットワークに法律専門職の協力を得られる体制整備を呼び掛けている。
- ・ 虐待ケースに介入する際の根拠となる法律についての助言。市区町村で対応する場合、法律の範囲内で行えること、行えないことの助言。
- ・ 県が関係機関を参集して実施する高齢者虐待防止連携会議において、協議事項を提案するなど積極的な関与をお願いしたい。
- ・ 高齢者保護の視点と法的根拠の両面から、市区町村の実情に応じた助言を期待します。組織・団体として連携できる体制づくりが課題と感じる。
- ・ 小さな市区町村において、予算化をしてもその年に必要でなければ、次年度予算化が難しい場合もあり、いざ必要なときに活用できないことがある。国において、予算面等においての支援を考慮いただければありがたい。
- ・ 法律専門職という強い感じを受け、気軽に相談できない雰囲気があるので、気軽に相談できる体制づくりを取って欲しい。また、具体的に事例検討会へのアドバイザーとして支援して頂く場合、日程等の調整が困難。

2. 成年後見制度について

(1) 市区町村の成年後見制度利用促進を図るための支援策

市区町村の成年後見制度利用促進を図るため、何らかの支援策を「行っている」と回答したのは20都道府県（47.6%）であった。
記載のあった支援事業の概要を以下に示す。

市区町村の成年後見制度利用促進のための支援策

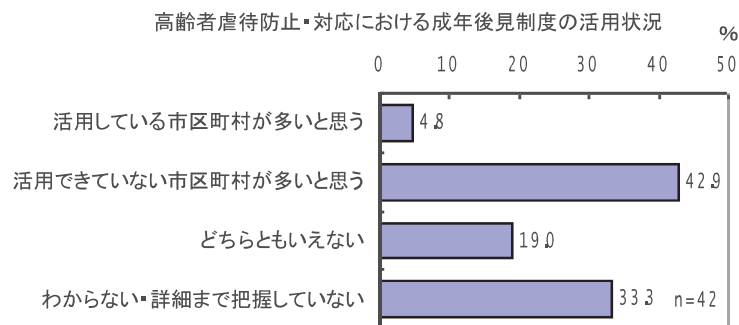


支援事業名称	事業概要
高齢者権利擁護等推進事業	弁護士等をメンバーとする高齢者権利擁護推進委員会を開催し、関係機関との連絡調整、機能強化を図っている。
高齢者権利擁護等推進事業	公益財団法人長寿社会振興財団への委託事業。制度に係る理解・普及、取組の推進を目的としたセミナーや事例検討会等を市区町村・地域包括支援センター等の職員を対象として開催している。
高齢者権利擁護等推進事業	市区町村長申立て推進マニュアルの作成及び成年後見制度の利用促進に係る研修会の開催（県社会福祉協議会へ委託）。
高齢者権利擁護等推進事業	高齢者虐待等の権利擁護困難事例及び成年後見制度の利用促進に関する専門相談窓口の設置など。
高齢者権利擁護等推進事業	事業の中で実施する事例検討会において、具体的な利用方法について専門家から助言や手続きについての研修を行っている。
成年後見制度利用促進事業	高齢者権利擁護（成年後見制度含む）リーフレット等の配布、成年後見制度に関する講演会の実施等。
成年後見制度活用促進事業	従事者向け研修会：法人成年後見支援センターの運営等を通じた「後見受任法人の支援」。一般向け：制度利用促進研修会等を通じた「法人後見の普及啓発」。
地域支援事業交付金（成年後見制度利用支援事業）	申立てに要する経費、報酬、広報・普及活動に関する助成。
成年後見推進支援事業	成年後見団体の養成事業（地域福祉課）。
成年後見制度普及事業費	成年後見制度の普及（パンフレット作成など）、市区町村職員等に対する研修会の開催。
成年後見制度研修会	市町職員等を対象に、主に市町長申立ての促進を目的とした制度、手続きの研修、情報交換を実施。
①成年後見制度利用支援事業、②市町村地域包括支援センター・市町村社会福祉協議会職員の研修	①地域支援事業の「成年後見制度利用支援事業」等を利用した活用について市町村に働きかける。②成年後見制度、日常生活自立支援事業をはじめとした制度の概要等を新任職員向けに開催。
地域福祉後見促進支援事業	県社会福祉協議会が実施する「福祉後見促進支援アドバイザー事業」「成年後見制度利用促進事業（研修等）」に対する補助（補助率：国1/2、県1/2）。
地域福祉総合助成金事業（成年後見支援センター運営支援）	成年後見支援センターを共同設置・運営する場合に支援を行う（立ち上げ支援として初年度のみ助成）。
地域支援事業費県交付金	各市町が実施する成年後見制度利用支援事業に対し、交付金を支出している。
①高齢者成年後見支援センター運営事業、②地域支援事業県費交付金	①県成年後見支援センターの運営を委託し、地域包括支援センター等に対し、成年後見制度についての専門的助言や高齢者虐待の困難事例等への技術的助言等の支援を行う。②市区町村長申立て等に係る低所得の高齢者に係る申立経費や報酬助成等の支援を行うため、地域支援事業交付金を交付。
①高齢者虐待対応職員養成講座事業、②地域支援事業	①市町で実際に虐待対応にあたっている職員を対象とした研修の中で、成年後見制度の理解の普及や活用についての講義を行っている。②地域支援事業においては、市町が実施する成年後見制度利用支援事業にも交付金を交付している。
地域包括支援センター職員研修	市町村・地域包括支援センター職員を対象とした研修中で「成年後見制度について」を1コマ必ず入れている。

（２）高齢者虐待防止・対応における成年後見制度の活用状況

市区町村の高齢者虐待防止・対応において成年後見制度がどの程度有効に活用できているかを尋ねた。その結果、「活用できている市区町村が多いと思う」と回答したのは 2 都道府県（4.8%）のみであり、「活用できていない市区町村が多いと思う」が 18 都道府県（42.9%）を占めた。

活用できていないと思う理由を自由記述形式で求めたところ、市区町村職員の制度に関する理解不足、手続きの煩雑さ、受任者の不足、財源の不足が指摘されている。



〔活用できていない理由（抜粋）〕

○制度の理解不足

- ・小規模な町村では事例がないという。当然、そういう町村からは虐待事例の報告もない。この実態が把握できていない。おそらく、必要な事例を必要と感じていない、またはあえてそう考えないようにしているのではないかと考える。
- ・制度についての理解不足。手続きが煩雑という思いこみ。（市町村の体制に余裕が無く、制度を学ぶ時間が取れない）
- ・市町村の担当者が制度の仕組みや重要性を理解していない。また、制度の存在や仕組みはある程度理解している場合でも、市町村長申立てを実施したことがないため、市町村長申立てを含め制度活用を躊躇ぎみである。

○手続きが煩雑

- ・市町村長申立てに係る手続き（親族に対する意向確認等）が非常に煩雑で、町村ではこれに対応できるだけの体制をとるのが難しい。
- ・事務手続きに時間を要すると思われがち。家庭裁判所との連携が十分でない。金銭管理を行ってくれる家族が見つければ、その人をお願いして制度利用には至らない、など。

○受任者の不足

- ・受任者として家庭裁判所に登録できるのは、現実的には弁護士・司法書士・介護福祉士の各団体の構成員に限られており、結果、受任者が足りない。
- ・被虐待者に財力がない等、適当な後見人を見つけるのが難しいケースが多い。

○財源不足

- ・市町村担当者の成年後見制度への理解が十分でないため、市町村長申立てができない。受任者がいない。後見報酬助成のための財源が十分でない。

（３）市区町村の成年後見制度利用促進に向けて、法律専門職に期待する役割

市区町村の成年後見制度利用促進に向けて、法律専門職に期待する役割を自由記述で尋ねたところ、制度の普及啓発、制度活用に関する助言や市区町村長申立てをする際の具体的な業務支援、市民後見人等に対するバックアップ、低所得者の後見人等の受任などが挙げられており、法律専門職に期待する役割が大きいことがうかがえる。

〔市区町村の成年後見制度利用促進に向けて法律専門職に期待する役割の記載内容（抜粋）〕

○制度活用に関する普及・啓発

- ・市町村担当職員向けに、制度の内容、事例等説明に関する研修会を開催するなど、制度活用に係る普及・啓発。
- ・相談があったり、情報が入った場合には、その必要性を専門職の立場からも市町村へ強く伝えていただきたい。

○制度活用の助言・支援

- ・制度を利用すべきかどうか判断に迷う案件について相談対応。
- ・処遇困難ケースについて市町村職員に対する助言。
- ・困難事例などに対する個別アドバイス。専門相談等の実施。
- ・市町村長申立て事務のバックアップ。
- ・実際の手続き方法や後見業務に係る助言等。
- ・市町村長申立てを行う場合の要件や家裁とのやりとりなど、付帯的な手続きに関する助言等。

○市民後見人等への支援

- ・市民後見人講座の修了者が個人として受任者登録することは家庭裁判所が認めていない現状にあるため、例えば、市民後見人講座の修了者で組織するＮＰＯ法人に対する専門的助言や監査・監督等にご協力いただければ、市民後見人の活用の可能性が出てくると思う。
- ・市民後見人の活動に際して、専門的立場から助言するバックアップ機能。地域包括支援センター、法人後見を受託している市町社会福祉協議会の対応しているケースについての助言。

○後見人等の受任

- ・家族親族がいない場合など、後見人のなり手がいない場合に専門職として後見人等に選任されること。
- ・低所得者の第三者後見人の受任。
- ・市町村長申立てに対する後見人受任の協力。成年後見人を確保するための研修等に対する協力。成年後見監督人受任の協力。

○相談体制

- ・制度利用のための相談体制等。
- ・一般的な対応や困難事例の対応が可能となるよう、専門職による適正なアドバイスをもたらる場の提供。
- ・高齢者虐待事案に関するケア会議（ケース会議）への参画、専門的知見の提供など。

○その他

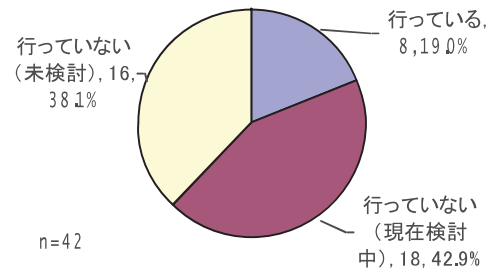
- ・親族申立てへの相談支援。関係機関への研修。

(4) 市民後見人

①市区町村の市民後見人養成・活用に対する支援策

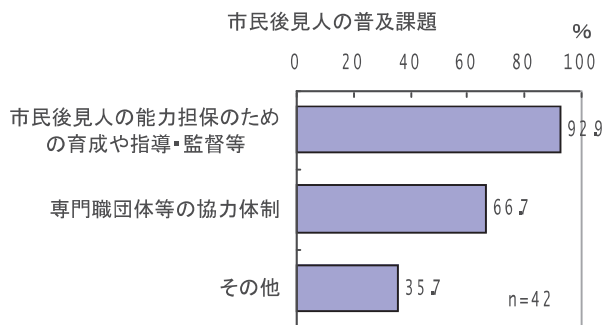
市区町村の市民後見人の養成や活用に対して、何らかの支援策を「行っている」のは 8 都道府県（19.0%）、「行っていない（現在検討中）」は 18 都道府県（42.9%）、「行っていない（未検討）」が 16 都道府県（38.1%）であった。

市区町村の市民後見人養成・活用に対する支援策



②市民後見人の普及課題

市民後見人が普及するための課題を尋ねたところ、「市民後見人の能力担保のための育成や指導・監督等」を回答したのは 39 都道府県（92.9%）、「専門職団体等の協力体制」が 28 都道府県（66.7%）であった。「その他」の記載内容では、市民後見人のサポート体制のほか、家庭裁判所の監督機能・体制の強化、市民後見人の位置づけなどに関する意見が寄せられている。



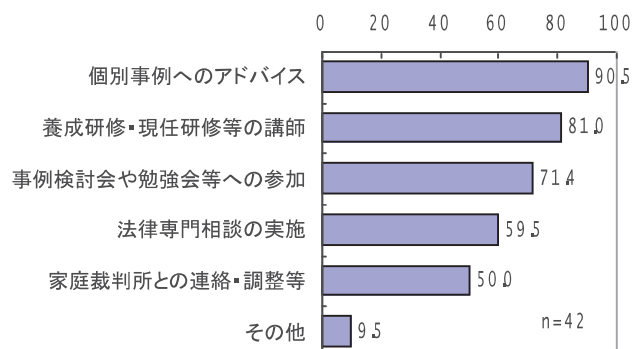
〔「その他」記載内容抜粋〕

- ・家庭裁判所における監督機能、体制の強化、受任者の登録基準の明確化。
- ・家庭裁判所の事務の統一、育成した市民後見人の就任後のサポート。
- ・定義・選任要件・活動範囲について、不明確な点が多い。
- ・市民後見活動を推進するための活動費用の捻出、他の後見活動（特に法人後見）と市民後見活動の位置づけ。
- ・養成後の専門職団体のフォロー体制の整備。
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築。
- ・市民後見人へのサポート体制（身分、手当）の構築等。
- ・後見人を支援する体制・人材の確保、後見人への報酬の基準。
- ・市民後見人を支える仕組みづくりがしっかりできていないと普及できない。
- ・小規模市町村での市民後見人の養成能力。
- ・市民後見人の担い手不足。
- ・市民後見人を育成する側の市町村において、法定成年後見人の申立てがあまりなされておらず、成年後見制度に対する理解や活用への取組が未だ不足している。

③市民後見人の養成・活用に関する法律専門職への期待

市民後見人の養成・活用に関して法律専門職に期待する役割を尋ねたところ、いずれの項目に対しても半数以上の都道府県が回答しており、特に「個別事例へのアドバイス」や「養成研修・現任研修等の講師」「事例検討会や勉強会等への参加」などへの期待が高い。

市民後見人の養成・活用に関する法律専門職への期待 %



IV. 地域包括支援センター向け調査結果

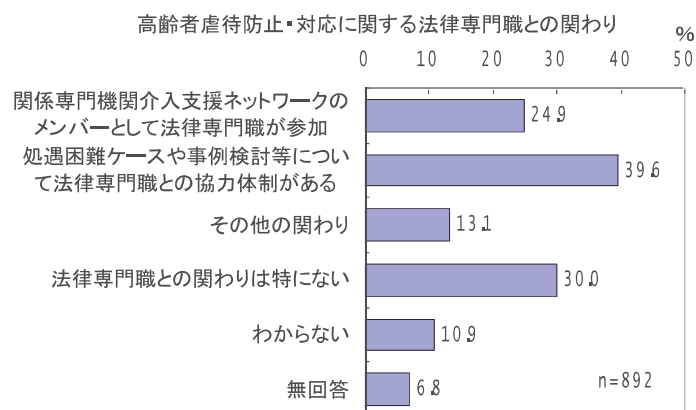
1. 高齢者虐待防止・対応に関する法律専門職との関わり

(1) 法律専門職との関わりの有無

回答が寄せられた地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が所在する市区町村において、高齢者虐待防止・対応に関して法律専門職と何らかの関わりがあると回答したのは約半数であった。

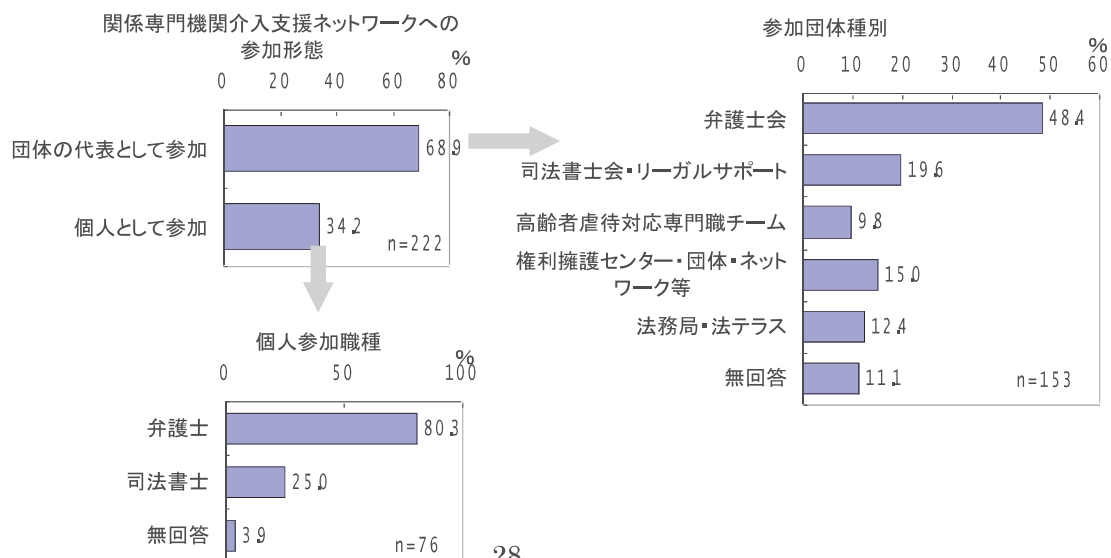
所在市区町村における法律専門職との関わり方をみると、「関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして法律専門職が参加」しているのが 24.9% 「処遇困難ケースや事例検討等について法律専門職との協力体制がある」は 39.6% 「その他の関わり」があるのは 13.1% である。

「法律専門職との関わりは特にない」と回答したセンターは 30.0% を占めた。



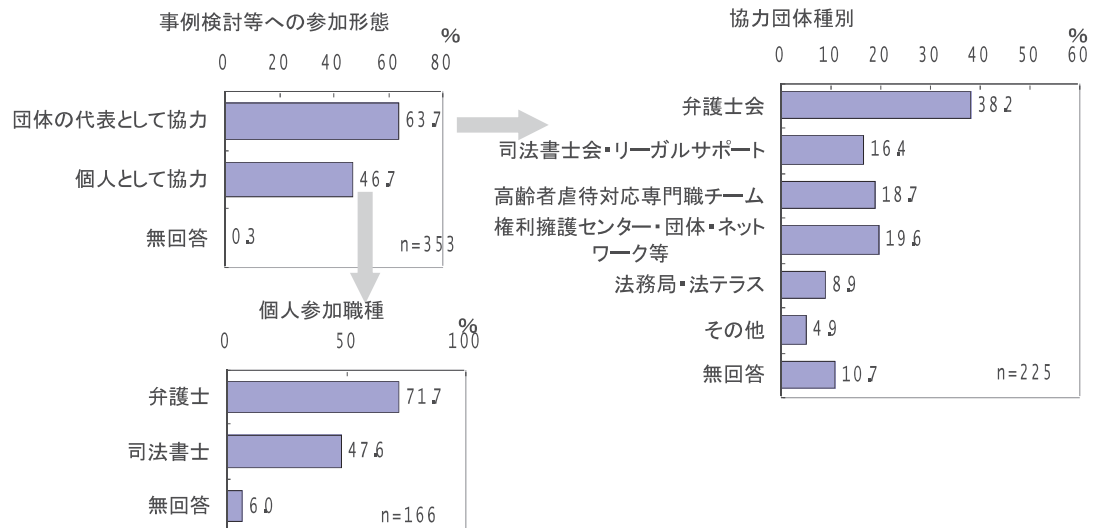
① 関係専門機関介入支援ネットワーク

関係専門機関介入支援ネットワークのメンバーとして参加している法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として参加」している割合が 68.9% 「個人として参加」している割合が 34.2% である。参加団体の種別では、「弁護士会」が 48.4% を占めている。



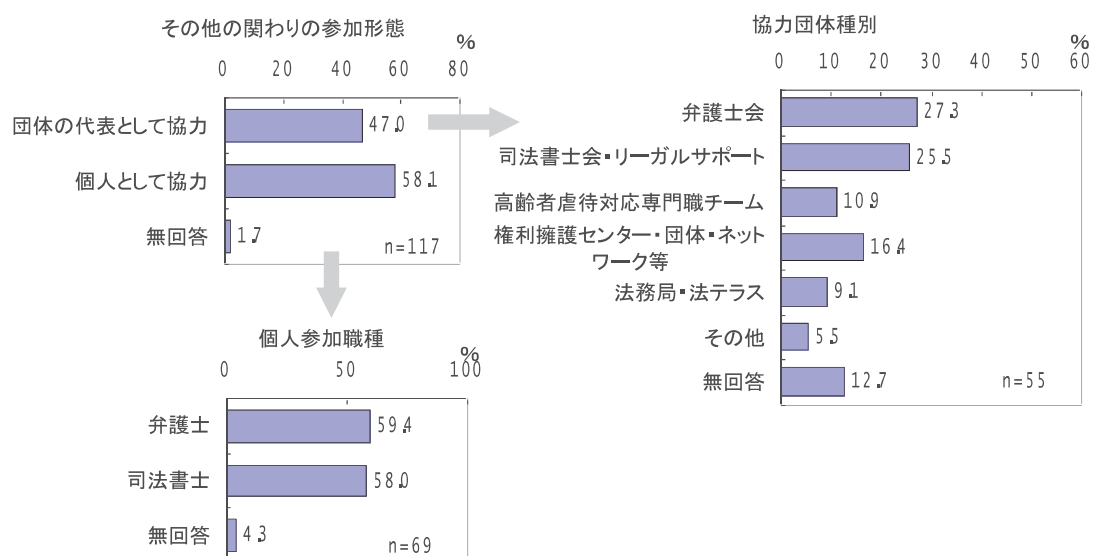
②事例検討等での協力

処遇困難ケースや事例検討等において協力関係のある法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として協力」が63.7%「個人として協力」が46.7%であった。協力団体の種別では、「弁護士会」が最も多いが、各地域で構成している「権利擁護センター・団体・ネットワーク等」や「高齢者虐待対応専門職チーム」などの割合も高い。



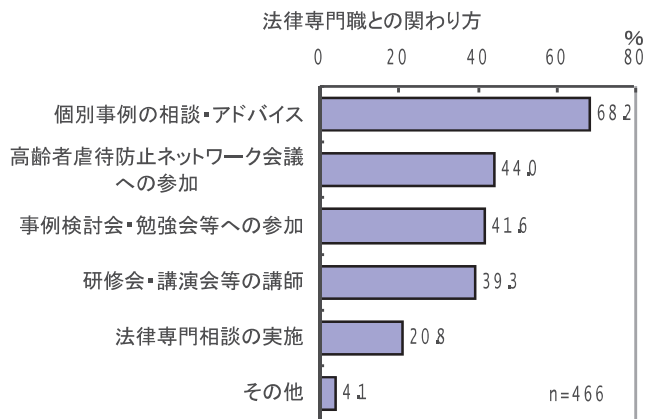
③その他の関わり

上記①②以外で法律専門職との関わりがある場合の法律専門職の参加形態をみると、「団体の代表として協力」が47.0%「個人として協力」が58.1%を占めた。協力団体の種別では、「弁護士会」や「司法書士会・リーガルサポート」の割合が高い。また、個人参加職種では「弁護士」と「司法書士」がそれぞれ同じ程度を占めている。



（２）法律専門職との関わり方

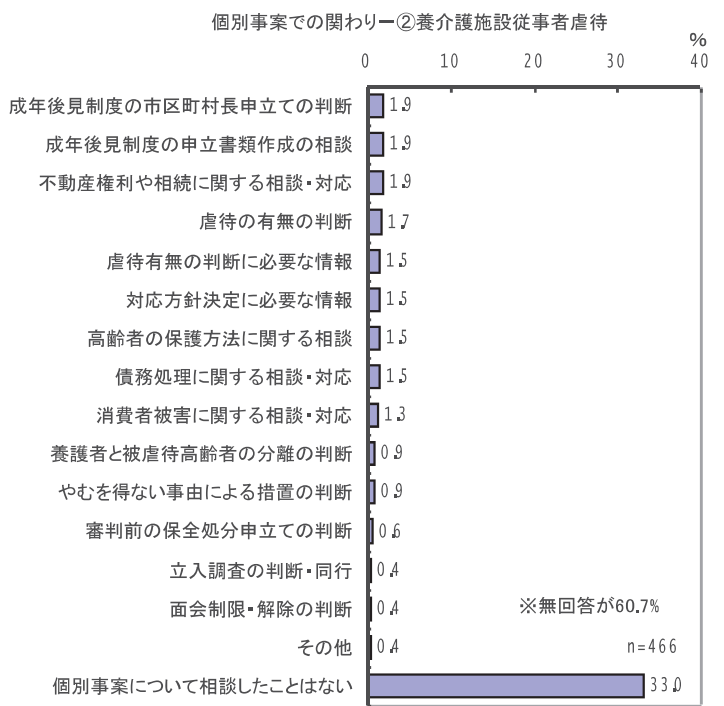
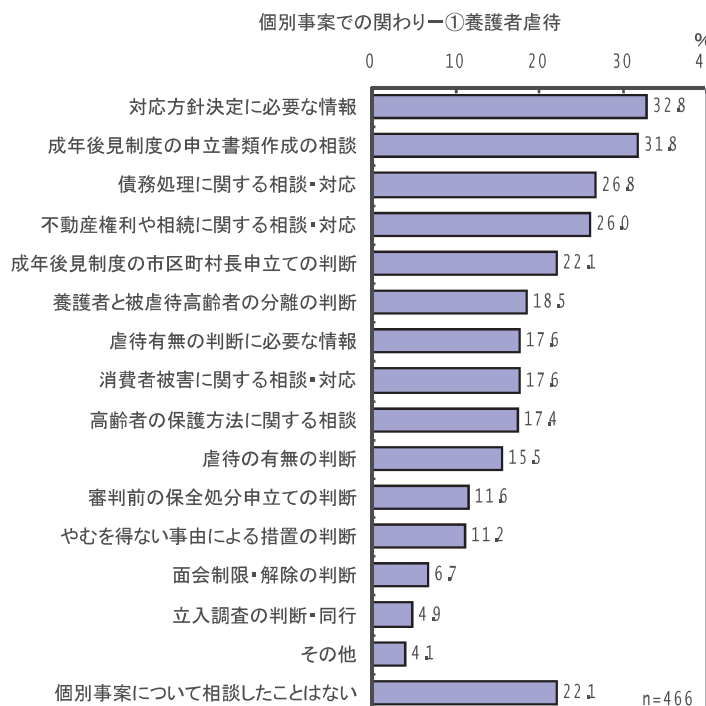
高齢者虐待防止・対応に関して、所在市区町村が法律専門職と何らかの関わりがあると回答した 466 センターを対象に、法律専門職の具体的な関わり方を尋ねたところ、「個別事例の相談・アドバイス」が 68.2% を占めている。また、「事例検討会・勉強会等への参加」や「研修会・講演会等の講師」を依頼している割合も 40% 程度を占めた。



（３）個別事案における法律専門職の関わり

高齢者虐待等の個別事案において、法律専門職に相談してアドバイスを受けたり、対応を依頼したことの有無を尋ねた。養護者による高齢者虐待事案においては、「対応方針決定に必要な情報」や「成年後見制度の申立書類作成の相談」のほか、「債務処理」「不動産権利や相続」「成年後見制度市区町村長申立て」「消費者被害に関する相談・対応」など、成年後見制度や債務処理・財産管理等に関する内容が上位を占めている。

一方、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案は件数自体が少なく、また業務範囲として養護者虐待のみを対応しているセンターも多いと考えられることなどから、法律専門職への相談経験も少ないものと考えられる。

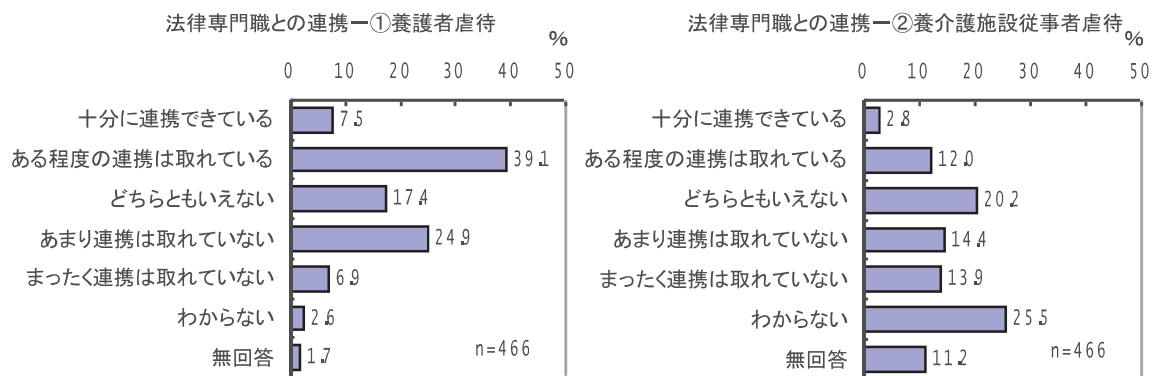


（４）法律専門職との連携に対する評価

高齢者虐待防止・対応に関して、所在市区町村が法律専門職と何らかの関わりがあると回答した 466 センターを対象に、高齢者虐待事案において法律専門職とどの程度連携が取れているのか、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待それぞれについて尋ねた。

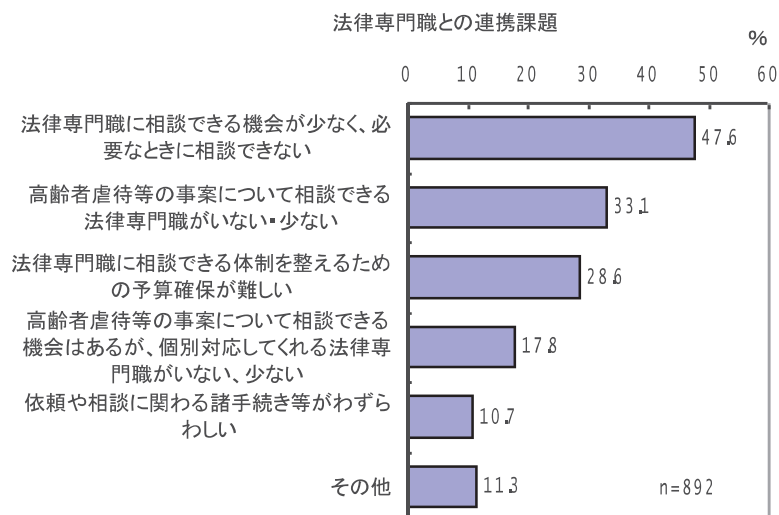
養護者による高齢者虐待対応に関しては、“連携が取れている”（「十分に連携できている」と「ある程度の連携は取れている」の合計）と回答したセンターは 46.6% “連携が取れていない”（「あまり連携は取れていない」と「まったく連携は取れていない」の合計）と回答したセンターは 31.8%であり、市区町村調査結果に比べて連携が取れていないとする割合が高い。

一方、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に対しては、“連携が取れている” 割合は 14.8% “連携が取れていない” 割合は 28.3%であった。



（５）法律専門職との連携課題

回答のあった 892 センターに対して、法律専門職との連携課題を尋ねたところ、「相談できる機会が少なく、必要なときに相談できない」47.6% 「相談できる法律専門職がない・少ない」33.1% 「相談できる体制を整えるための予算確保が難しい」28.6%が上位を占めており、市区町村調査結果とほぼ同様の結果となっている。



法律専門職との連携に関する課題、期待、支援してほしいことを自由記述形式で回答を求めたところ、市区町村回答と同様、「必要なときに」「気軽に」相談できる関係づくり、「会議への出席など」顔の見える関係づくりを求める意見が多く寄せられた。

また、福祉専門職に対する研修を望む意見、低所得者の後見人等就任への要望、制度活用に関する法的視点からの助言などを求める意見も寄せられている。

〔法律専門職との連携に関する課題、期待、支援してほしいことに関する記載内容（抜粋）〕

○必要なときに相談したい

- ・必要な際に早急に相談等ができる体制に期待したい。
- ・緊急に法的支援が必要な場合（財産の保全・管理、死後事務委任契約）の迅速な対応。
- ・弁護士の先生への相談は、区に2名の先生が配置されており相談はしやすい。困難ケースの相談は2か月に1回の地域ケア会議にかけようとしているが、タイムリーな相談は難しい。
- ・現状では、市が県在宅高齢者虐待対応専門職チームと契約を行い、相談できる体制をとっている。しかし、専門職チームの組織の状況が、地元の法律専門職の参加（協力）者が少ないことや、緊急的な相談へのアドバイスが難しいことがあり、課題と感じている。
- ・虐待の支援会議等に気軽に参加いただくことができない。
- ・法律専門職が身近な存在でない。ちょっと相談するだけで料金が発生すると思い、びびってしまう。率直な関係性を作って簡単な相談や助言は電話でやりとりできるようにしたい。包括には成年後見の他にも遺言や相続に関する相談もあるので、お互いにメリットがあるのではと思う。あと、リーガルサポートの後見相談電話はつながらない。

○福祉専門職への助言・研修等の実施

- ・当事者が経済的問題を抱えている場合、福祉専門職等が法律専門職へつなぐことができるよう、福祉専門職や地域包括支援センター職員向けの法律基礎講座などの研修を実施して欲しい。
- ・成年後見制度の活用が進んでいないので、制度の活用がケースにとって有効であるか否かの判断について、また具体的手続きについて、ご支援いただければと期待します。

○その他

- ・精通している弁護士の先生に気軽に相談ができるのでありがたい（包括と個別に相談できるオアシスの先生。2か月に1度2名の先生が来所され、相談に無料でのついでにいただいています）。区主催で行っている事例検討会では、助言される弁護士の先生の経験や考え方で異なる場合有り。しかし、それもこちら側も慣れてきました。質問の仕方や必要な情報をより精査してお伝えし、判断を活用しています。
- ・委託包括なので、法律専門職との連携は市を通じて行っている。予算も市で一括している。もっと身軽に相談したいが、独自で予算確保できるほど余裕がない。
- ・経済的困窮者に対する支援を受けてくれるところが少ない。
- ・「虐待」や「家族に問題がある」と言うと成年後見人の引き受けなど断られてしまうことが多い。あまり面倒なことなど関わりたくない様子。
- ・役割分担を考える際に、何をどこまでできるのか。どこまで相談していいか、まだこちらの理解が十分でないため、何を依頼すればいいか分からない。

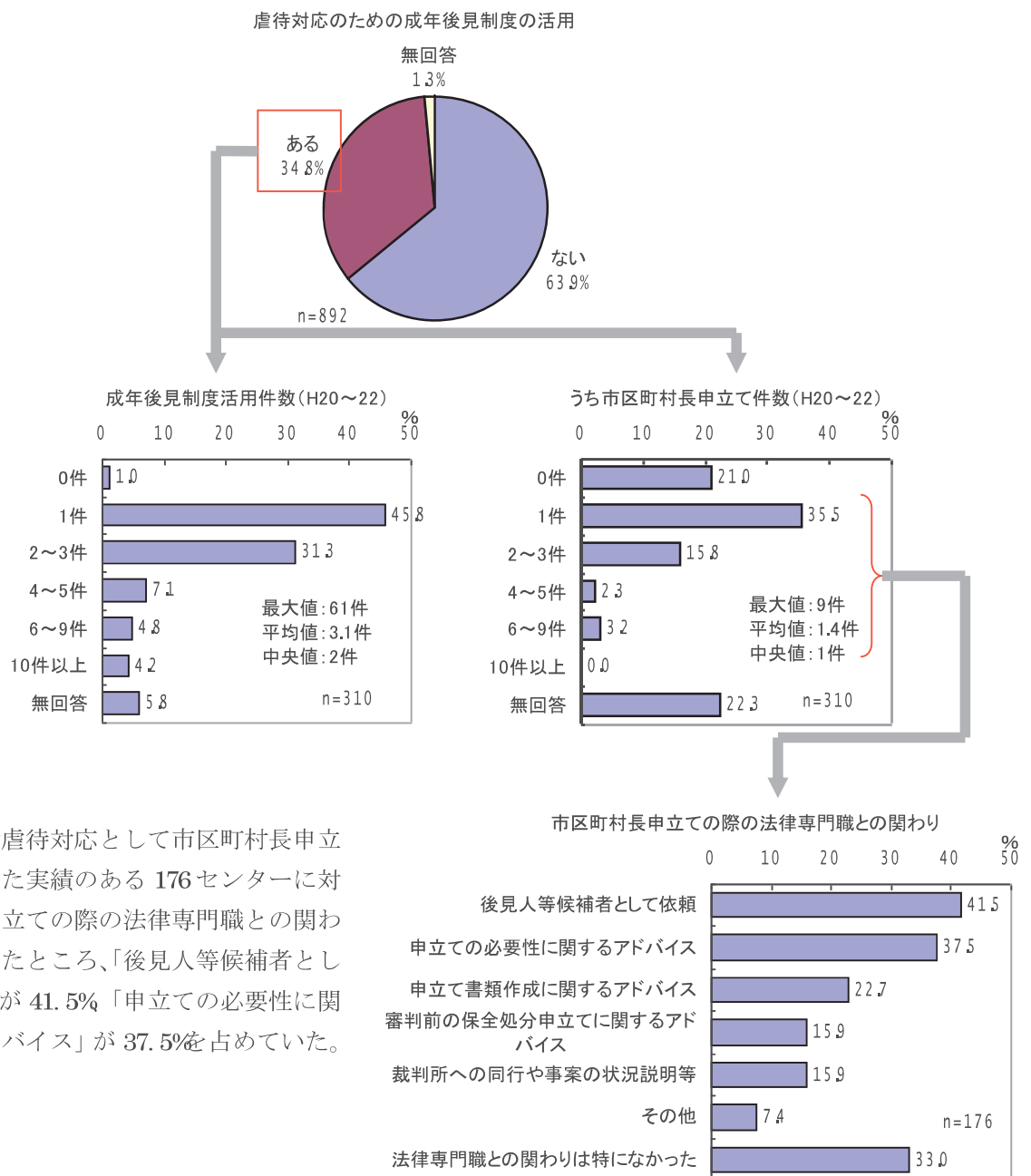
2. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度の活用の有無

平成 20 年～22 年度の 3 カ年において、高齢者虐待事案への対応の中で成年後見制度の活用の有無を尋ねたところ、34.8%のセンターで「ある」との回答が得られた。

高齢者虐待事案への対応として成年後見制度活用実績のある 310 センターを対象に、活用実績を尋ねたところ、3 件以下の割合が 77.1%を占めており、平均でも 3.1 件であった。

そのうち、市区町村長申立て件数は平均では 1.4 件であり、高齢者虐待事案への対応として成年後見制度を活用しているうちの約 45%程度が市区町村長申立てによるものと考えられる。



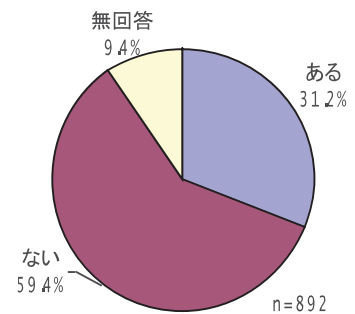
高齢者虐待対応として市区町村長申立てを行った実績のある 176 センターに対して、申立ての際の法律専門職との関わりを尋ねたところ、「後見人等候補者として依頼」が 41.5% 「申立ての必要性に関するアドバイス」が 37.5% を占めていた。

（２）成年後見制度の申立てに至らなかった事案

平成 20～22 年度の高齢者虐待への対応の中で、成年後見制度の活用が望ましいと考えられる事案において、申立てに至らなかった事案の有無を尋ねたところ、31.2%のセンターから「ある」との回答が寄せられた。

申立てに至らなかった理由をみると、「本人又は親族の了承が得られなかった」や「市区町村長申立てができなかった」などの理由が多くみられたが、制度利用を説明したことによって経済的虐待が解消したとの事例も報告されている。

成年後見制度の申立てに至らなかった事案



〔成年後見制度の申立てに至らなかった理由（抜粋）〕

○本人・親族の了承が得られない

- ・親族の説得により本人が申立てに反対となった。（・・・その後、認知症が悪化し親族間でのトラブルに発展）
- ・親族等の意向により申立てには至らない。
- ・家族の同意が得られなかった。
- ・虐待者が主介護者として介護しているが、適切な介護ではなかったケース。被虐待者の財産を虐待者が使ってしまった。被虐待者は認知症があり、虐待者を信頼したり、しなかったりと考えが揺れてしまい、申立てまで至らない。
- ・同居家族からの経済的搾取があり、生活環境や精神的に悪影響を及ぼしていたが、補助類型相当で本人の同意が得られなかったため。
- ・高齢者虐待においては、親族が関わりを拒否してしまうことが多く、申立者がいないケースがほとんどであるが、このケースも同様であった。市長申立ても担当課での対応が無く、止まったままとなってしまった。

○制度利用の説明により経済的搾取が消滅

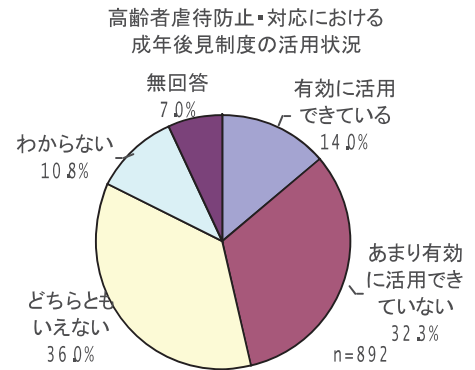
- ・養護者に後見申立ての説明をしたところ、経済面の被害がなくなったため。養護者と別居したことで被害がなくなったため。

○その他

- ・虐待を行っている養護者が自ら後見人申請を行うという意志があり、市長申立てを行う予定であったができなかった（市長申立ての市で定めた要綱の不備→現在も継続して申立てを行う予定）。
- ・親族が本人の財産を管理していたが、本人のために十分使われていない疑いがあった。しかし、本人の介護もそれなりにされており、本人も親族に頼っていたので様子を見ることにした。
- ・親族に申立ての必要性を説明して依頼するが、消極的であった。市長申立ても考え行政へ相談するが、親族がいることで市長申立ては進まなかった。日常生活自立支援事業で何とか対応している。

（３）高齢者虐待防止・対応における成年後見制度の活用状況

高齢者虐待防止・対応において成年後見制度がどの程度有効に活用できているかを尋ねたところ、「有効に活用できている」と回答したセンターは 14.0% 「あまり有効に活用できていない」が 32.3% 「どちらともいえない」 36.0% 「わからない」 10.8% であった。評価が分かれているのは市区町村調査結果と同様であるが、市区町村調査に比べ「あまり有効に活用できていない」と回答している割合が高い。



〔選択理由（抜粋）〕

■有効に活用できている

- ・財産管理や身上監護の面で、親族や行政では本人の権利を守りきれないと考えられる事案のとき。例えば、家屋・不動産を所有し、この先ご本人の介護に有効活用する必要があるケース等。
- ・財産管理と本人の尊厳の支援と擁護ができる。
- ・経済的虐待のケースなどにおいては、第三者後見になることで有効に活用できると思われる。
- ・パワレスの状態になっている高齢者は、それだけで適切な判断ができない。後見人が就けばすぐに財産は守れるし、分離した後も「帰りたい」と言う高齢者がほとんどで、その意志のまま分離解除するにはリスクが高すぎるケースの分離継続等の意志決定ができると思う。

■あまり有効に活用できていない

- ・年金等収入が少ない人の成年後見人等への報酬がネック。申立てに関する事務量。
- ・市長申立てが少なすぎる。第三者後見での後見人不在（難しい案件ほど候補者がおらず、費用負担もできない）。
- ・市の担当者が虐待と認定しないため、積極的な関与ができない。また、首長申立てに関しても、市が積極的でないため、十分に活用できない。
- ・教科書的には成年後見制度が必要と思われるケースであっても、いろいろな事情もあり、この制度の利用が親族との関係を切ってしまうようなとき躊躇される。
- ・成年後見制度を利用したいと思っても、事務量の多さや報酬の問題、一度後見人等になったら簡単にはやめることができないなど、制度的に利用しにくいところがある。
- ・成年後見の申立てに至るまでに本人を納得させることが難しい。市町村長申立てを断られるため、申立てまで至らない。
- ・住民に成年後見制度が浸透しておらず、第三者が財産管理や身上監護を行うことに抵抗を感じる人が多い（町の PR 不足もあるが）。
- ・防止としての活用と考えると、制度利用への理解が十分でないことがある。認知症があっても本人以外による介護サービスの利用契約や金融機関での取引が行えている。制度の必要性を感じないのではないかと。対応としての活用と考えると、申立人がいない、申立費用がない、病院受診ができずに診断書が作成できないなど、手続きで躓くことが多い。

■どちらともいえない

- ・制度説明だけで虐待の抑止力になっていることが多い。一方で、資力のない人には活用できない。
- ・制度活用で本人保護・擁護にはなる。同時に養護者の支援をどうするかということも十分確保できるのであれば有効と考えられるが、そうでない場合は判断に苦しむ。

（４）成年後見制度の利用促進に関する市区町村の取り組み課題

成年後見制度の利用促進に関する市区町村の取り組み課題を自由記述で尋ねたところ、手続きに時間がかかること、申立費用や後見人等報酬助成の仕組みが十分でないこと、マンパワーの不足、市区町村長申立て要件のハードルが高いなど、制度運用上の課題を指摘する意見が寄せられた。

また、併せて住民への制度周知の必要性や市民後見人養成等に関して、関係機関との連携協力体制の構築を指摘する意見も寄せられている。

〔成年後見制度の利用促進に関する市区町村の取り組み課題に関する記載内容（抜粋）〕

○時間がかかる

- ・首長申立てケースのスピーディな申立て。後見人等候補者が不足している。
- ・市長申立てを行った場合、時間がとてもかかるので、もう少し時間がかからないようにできればと思う。
- ・市長申立てのケースが多く、順番がまわってこない。市も多くのケースを申し立てて頂いているので課題というわけではないが、お願いしてから１年以上待つのはいかがなものかと・・・。

○申立て費用、後見人等報酬の確保

- ・予算の確保（市長申立て）。身寄りのない方だけでなく、低所得者等への制度拡充が必要。
- ・首長申立てに市が積極的になってほしい。申立費用の助成、報酬費用の助成要件が難しく、利用しづらい。
- ・低所得者への支援が難しい。財産が少ない方の相談は専門職にしづらい。
- ・申立費用、書類作成費用（法律専門職が作成した場合）の予算確保。
- ・報酬等費用負担面で長期的な支出となることに、積極的になれない理由があるのかもしれない。

○マンパワー不足

- ・本人や親族申立ての場合の相談に手がまわらない（書類作成や裁判所への説明等）→権利擁護センターの人員不足。
- ・本人の福祉を図るために必要な状況がある場合、市長申立ても含めて検討しているが、虐待ではなく、入院・入所により身の安全は確保されているが、身寄りがいないために金銭管理ができないという相談にどこまで対応すべきか悩む。長期にわたり精神科に入院している患者や特養入所者の金銭管理に関する相談を市長申立てで動くとするれば、親族調査等事務手続きも多く、マンパワーに問題がある。

○市区町村長申立ての要件

- ・市長申立てのハードルが高い（どうしても、というケースでしか申立てが検討されないように思う）。
- ・市長申立ての促進。

○住民への制度周知

- ・市民にとって成年後見制度に関しての相談窓口が明確でない。市区町村窓口で対応する職員自身、成年後見制度の利用が望ましいかどうかとも考慮できず、相談がうやむやに終わっている。
- ・リーガルサポートや法テラスの出前講座などの事業を活用して、民生委員や地域住民に本制度を周知できるような取組をしていく必要がある。

○その他

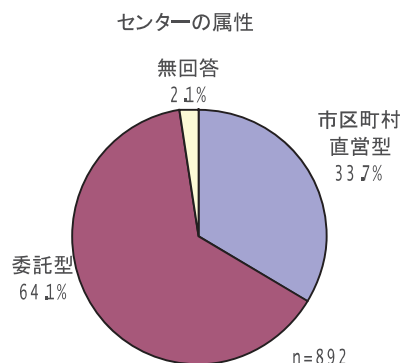
- ・市町村と家裁、法務局との役割分担が明確になり、連携が進むことを期待したいです。市民後見人養成及び養成後の後見人受任やフォローについて、主体となって進めていくのは市町村なのであれば、関係機関からの協力と連携が不可欠だと思いますし、もっと市民がアクセスしやすい場所をつくるが必要と感じます。

◆回答地域包括支援センターのプロフィール

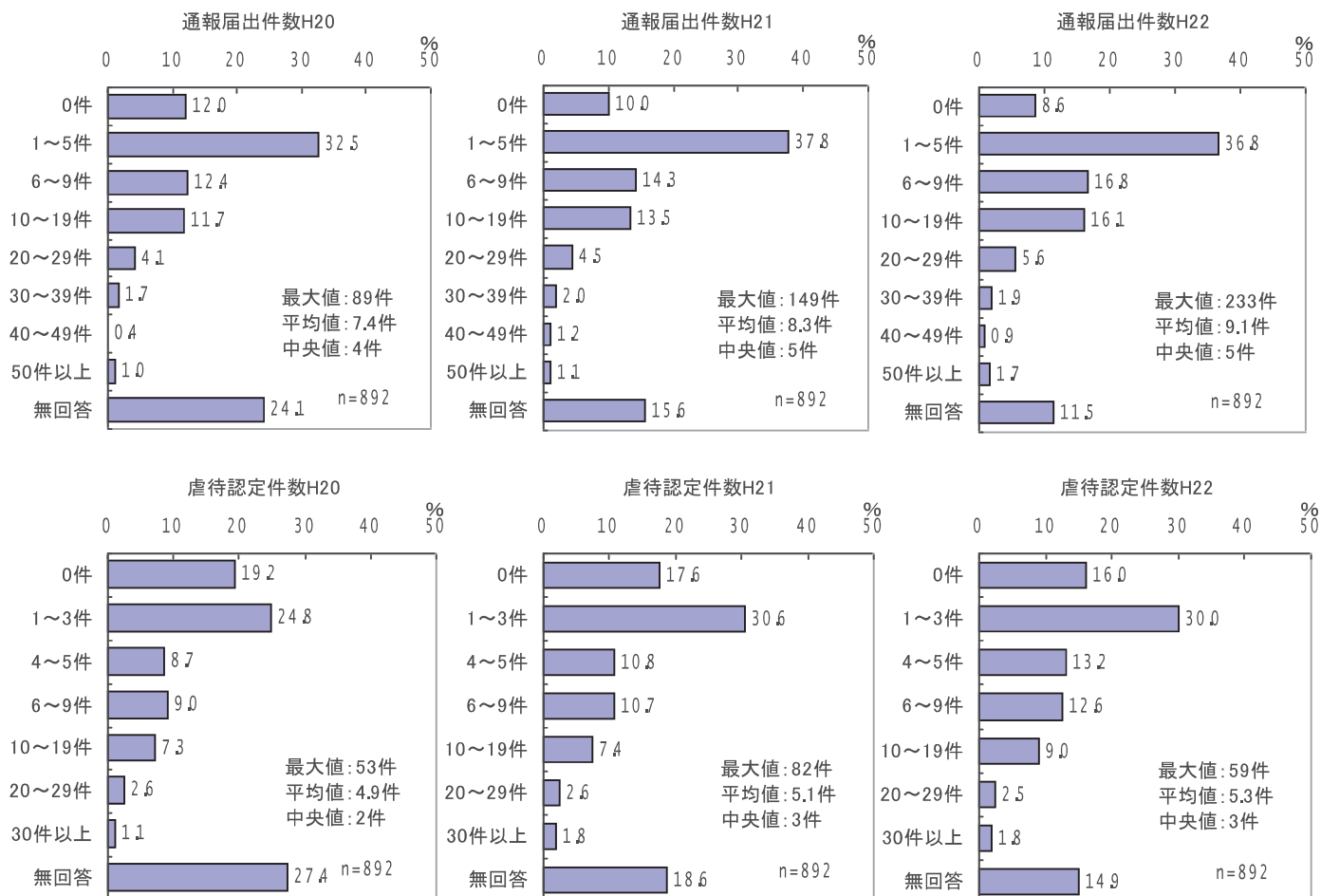
回答が寄せられた地域包括支援センターは、「市区町村直営型」が 33.7%「委託型」が 64.1%を占めた。

高齢者虐待事案の平均通報届出件数、平均虐待認定件数ともに年々増加しており、1 包括支援センターあたり年間平均 5 件程度の虐待事案が認定されている。

◎センターの属性



◎養護者による高齢者虐待の通報・認定件数（平成 20～22 年度）



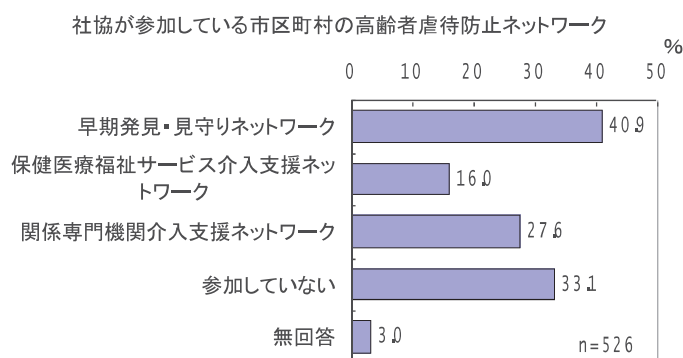
V. 社会福祉協議会向け調査結果

1. 高齢者虐待防止・対応に関する活動

(1) 市区町村の高齢者虐待防止ネットワークへの参加状況

回答が寄せられた 526 の社会福祉協議会を対象に、市区町村が構築している高齢者虐待防止ネットワークへの参加状況を尋ねたところ、「参加していない」と回答した割合は 33.1%であり、6割以上の社会福祉協議会は何らかのネットワークに参加している。

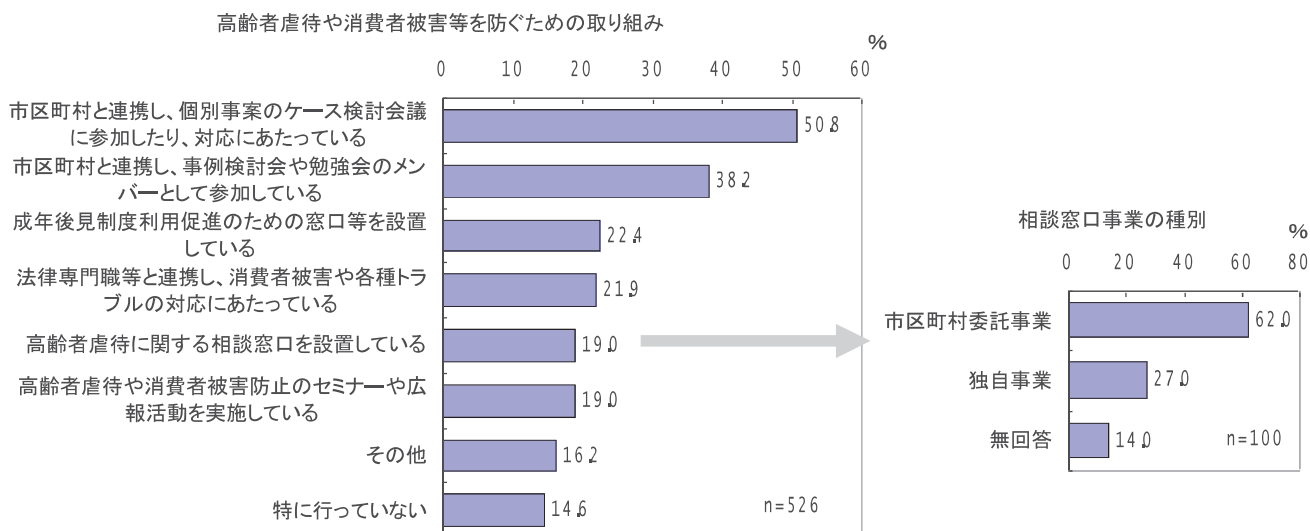
特に「早期発見・見守りネットワーク」に参加している割合は 40.9%を占めている。



(2) 高齢者虐待や消費者被害等を防止するための取り組み

高齢者虐待や消費者被害等を防止するために社会福祉協議会で実施している取り組みをみると、「市区町村と連携し、個別事案のケース検討会議に参加したり、対応にあたっている」が 50.8%で最も多く、「市区町村と連携し、事例検討会や勉強会のメンバーとして参加している」38.2%「成年後見制度利用促進のための窓口等を設置している」22.4%「法律専門職と連携し、消費者被害や各種トラブルの対応にあたっている」21.9%が上位を占めた。

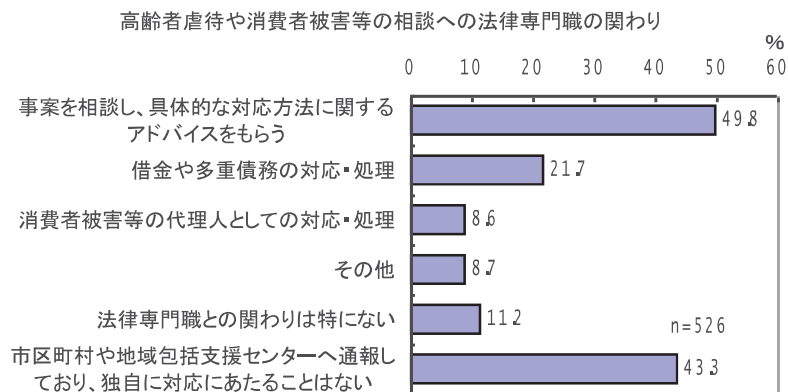
「高齢者虐待に関する相談窓口を設置している」割合は 19.0%を占めたが、その多くは市区町村委託事業として行われている。



（３）高齢者虐待や消費者被害等の相談への法律専門職との関わり

高齢者虐待や消費者被害等につながるおそれのある相談が寄せられた際、社会福祉協議会が独自に対応する場合に法律専門職にどのような関わりを依頼しているのかを尋ねたところ、「市区町村や地域包括支援センターへ通報しており、独自に対応にあたることはない」と回答した社会福祉協議会が 43.3%を占めた。

社会福祉協議会が独自に対応する際に、法律専門職に対する依頼内容としては、「事案を相談し、具体的な対応方法に関するアドバイスをもらう」と回答した割合は 49.8%「借金や多重債務の対応・処理」を依頼する割合が 21.7%を占めた。



法律専門職との連携課題、期待、支援して欲しいことに関して自由記述形式で回答を依頼したところ、市区町村調査と同様、気軽に身近で必要なときに相談できる体制の構築を求める意見が多く寄せられた。特に、初期相談窓口の整備または広報に関する要望とともに、具体的な個別事例検討への参加を求める意見も寄せられている。

また、費用面に関する課題も少なくなく、具体的な支援を進める中でどこから有料になるのか不安がある等の意見が寄せられている。

実際に法律専門職と連携して事案対応を行っている社会福祉協議会からは、情報共有と連携に関する課題、法律専門職に求められる対応スキルなどに関する指摘もなされている。特に、情報共有と連携については、福祉関係職と法律専門職がお互いの得意分野を生かす形で相互に情報共有・連携することにより、複雑な問題を抱える事案へ対応できる可能性があることが示唆されている。

〔法律専門職との連携課題、期待、支援して欲しいことに関する記載内容（抜粋）〕

○相談機会・体制の整備

- ・権利擁護に係る相談全般で入口の対応（初期相談）でアドバイスを仰げるような機関が各圏域にあると非常に助かる。法テラスのような組織でそういったセクションを設けてもらえると便利だと思う。
- ・被害に遭ってしまった場合、いざ救済を求めようにも、どこへアクセスすればよいのか、具体的にいかなる手段をとり得るのか分からない人が多いと思います。法律専門家との相談を希望すれば、容易に実現できるような体制整備を希望します。
- ・相談が寄せられた際には、市内の福祉専門職が参加する個別支援会議（ケース会議）が開かれる。この会議に、必要に応じて法律専門職に参加していただけるような体制を整えて欲しい。
- ・対象者の資産が少ないので相談はできてもその後の処理を依頼しにくい。誰が虐待や消費者被害に対応した経験が多いのか、そうした法律専門職の情報が少ないので、誰に依頼すればよいかわからない。
- ・法律専門職が少ない地域のため、相談に限られる。
- ・虐待事例の場合、成年後見制度につなぐ必要があることが多い。しかし、そんな事例に限って経済的にも乏しい場合が多く、八方ふさがりで身動きが取れないことがある。どうすればよいか。
- ・高齢者等が専門職へ相談する場合、多くはご本人が出向かなければならないが、専門職側が出向いて支援をしていただくことが必要と思う。

○費用負担

- ・法律専門職の利用は、費用負担が大きいというイメージがある。利用扶助制度の手続きも煩雑である。法律専門職に無償の協力を依頼することは、福祉関係機関としても躊躇してしまう。今後、費用負担の課題について何らかの方法を提示して欲しい。
- ・弁護士への相談は面会及び電話・メール相談にて1回の金額を決めています。気軽に相談するには費用が必要でもあります。
- ・法律専門職の先生方は多忙なため連絡がとりづらい。加害者との接触時に法律専門職の方が効果があると思われる場面での協力を期待するが、どこからの支援が有料となるのか依頼する際に迷う。
- ・初期相談の段階で考え方を整理してもらえんことはありがたい。しかし、ケースへの対応を続けていくと「どのあたりから報酬の問題が出てくるのか」と不安を覚えることがよくある。
- ・県弁護士会の厚意で、初期相談を無料でしてくださっています。チームアプローチについては、市や社協が十分な報酬を支払うことができないため、相談・勉強会・研修・会議の開催などお願いしにくい状況にあります。

○情報共有と連携

- ・当会より法律専門職へつなげた後の経過及び結果報告をいただけると他のサービス等へのつながりが円滑になると考えます。
- ・相談者の問題が法律の分野だけで解決できるわけではなく、各種福祉サービスや社会資源などの面からの支援が必要となる場合もあるので、双方向で情報を共有し連携して支援体制を取りたい。
- ・権利擁護センターの活動の一環で、専門職と連携しながら事業を行っている。互いの得意分野を生かしながら関係づくりを行っており、今後複雑なケースにも対応できるようにしたい。

○法的な側面からの助言

- ・介入の仕方や虐待のスクリーニングについて、法律家としての知見がいただけるとありがたい。
- ・実態把握に時間がかかること。保護・分離のタイミングについて。法的権限の裏付けについて。本人が同意しない中での緊急搬送ができない状況。警察の立入調査ができない状況の対応策。

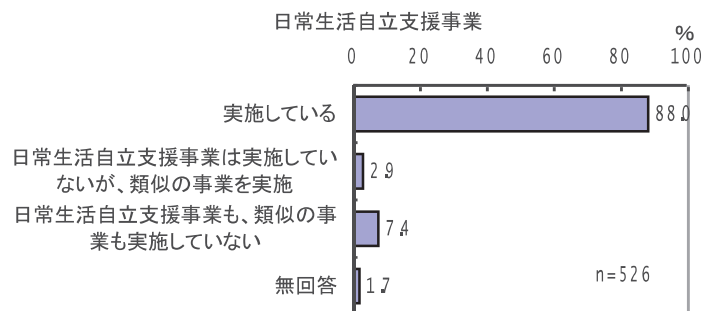
○法律専門職の対応スキル

- ・当事者の判断能力が低下していたり、精神的な疾患もある場合が多いので、そのような状態の人と話すことのスキルを持っていただけると、関係づくりがスムーズにいくと思うことがあります。

2. 日常生活自立支援事業

(1) 事業実施状況

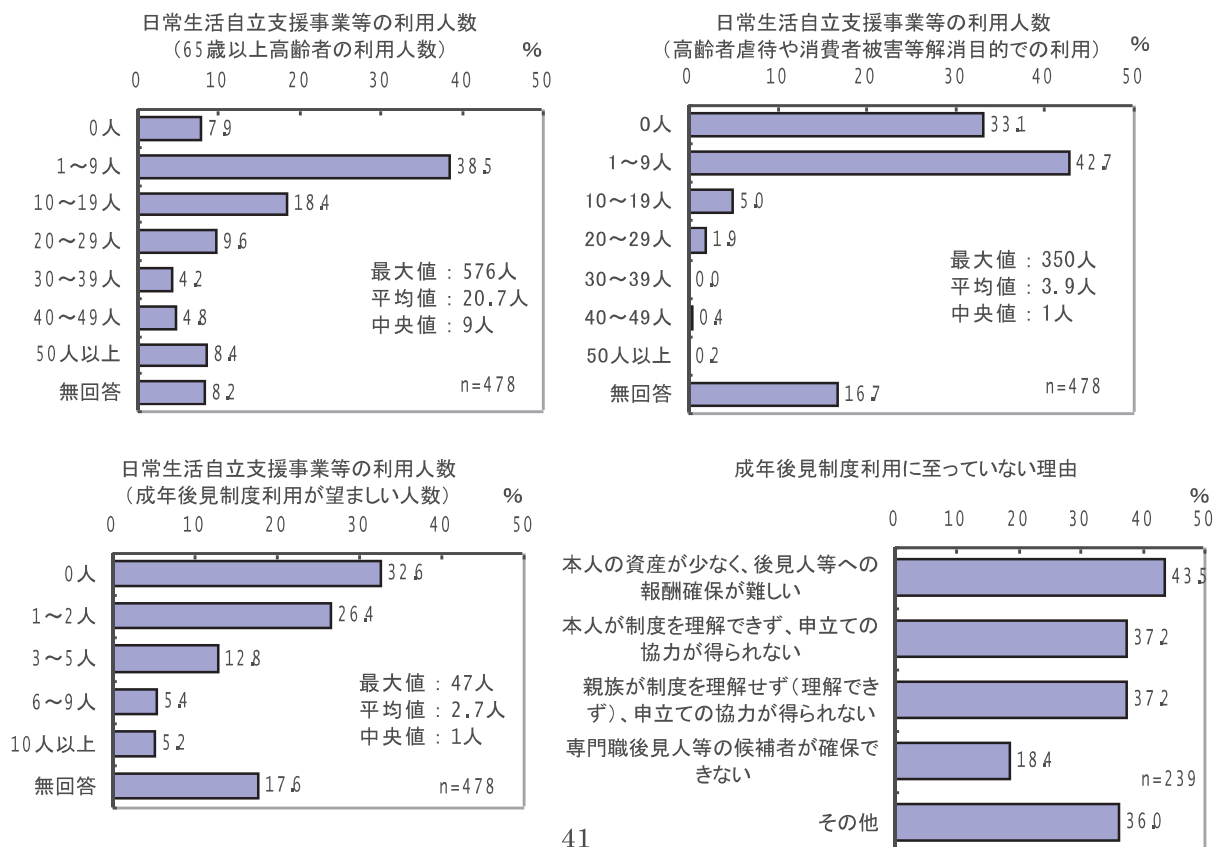
回答が寄せられた 526 の社会福祉協議会のうち、日常生活自立支援事業を「実施している」と回答した割合は 88.0% 「類似の事業を実施」している割合が 2.9% であり、9 割以上が日常生活自立支援事業または類似事業を実施している。



(2) 日常生活自立支援事業等の利用人数（類似事業含む）

日常生活自立支援事業等の全利用者のうち 65 歳以上高齢者の利用人数は平均で 20.7 人、そのうち高齢者虐待や消費者被害等の解消を目的として利用している人数は 3.9 人であった。

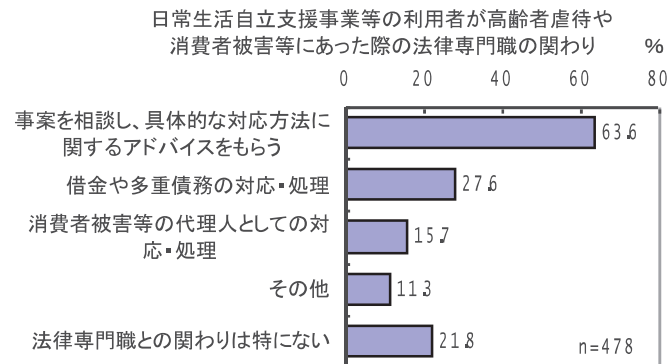
また、成年後見制度の利用が望ましい人数は平均 2.7 人いるが、本人の資産が少なく後見人等への報酬確保が困難なこと、または本人・親族の協力が得られない等の理由により成年後見制度の利用に至っていない。



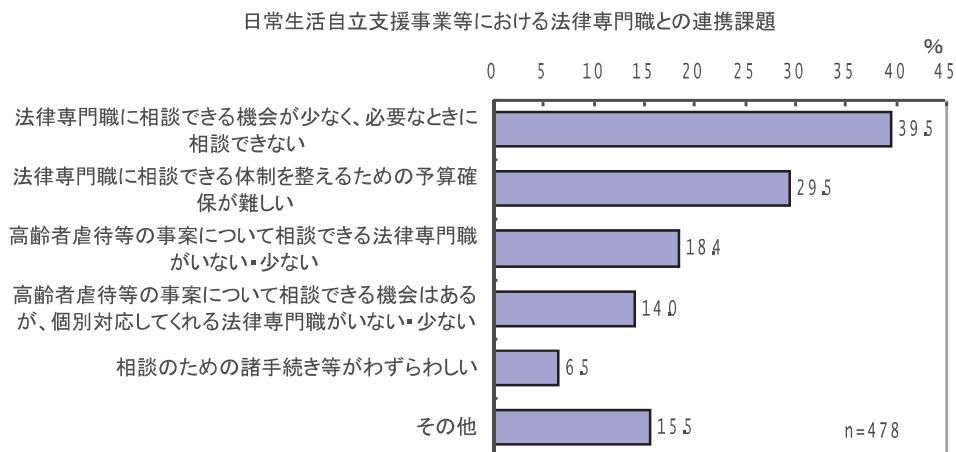
（３）法律専門職との連携・課題

日常生活自立支援事業等の利用者が消費者被害にあったり、親族等と虐待や権利侵害等のトラブルが生じたときに、法律専門職にどのような関わりを依頼しているかを尋ねたところ、「法律専門職との関わりは特にない」と回答した割合は 21.8%であり、80%近くが法律専門職と何らかの関わりがあると回答している。

具体的な関わりの内容をみると、「事案を相談し、具体的な対応方法に関するアドバイスをもらう」が 63.6%を占めて最も多いが、「借金や多重債務の対応・処理」27.6%「消費者被害等の代理人としての対応・処理」15.7%などの依頼も少なくない。



また、高齢者虐待や消費者被害等の防止のため、日常生活自立支援事業等において、法律専門職との連携についてどのような課題があるかを尋ねたところ、「相談できる機会が少なく、必要なときに相談できない」が 39.5%「相談できる体制を整えるための予算確保が難しい」29.5%「高齢者虐待等の事案について相談できる法律専門職がいない・少ない」18.4%を占めた。

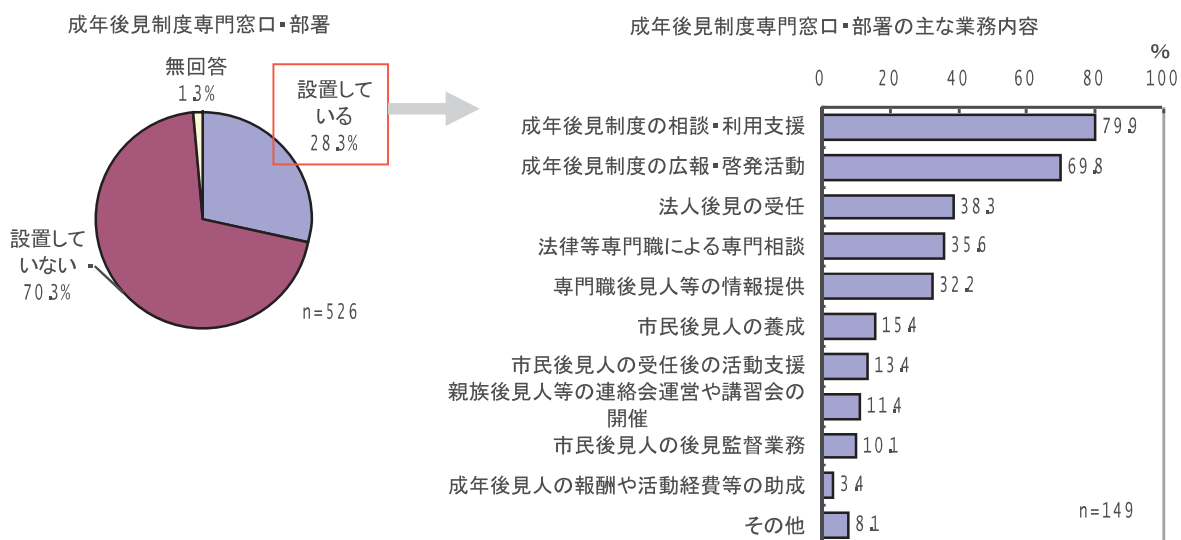


3. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度利用支援のための専門部署等の設置状況

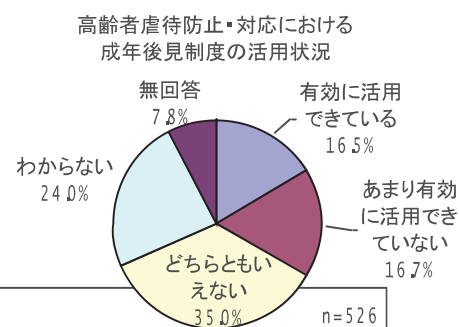
回答が寄せられた 526 の社会福祉協議会のうち、成年後見制度の利用支援を図るため専門窓口や専門部署を「設置している」と回答した割合は 28.3%を占めた。

成年後見制度専門窓口・部署の主な業務内容は、「成年後見制度の相談・利用支援」や「成年後見制度の広報・啓発活動」が中心となっているが、「法人後見の受任」「法律専門職による専門相談」「専門職後見人等の情報提供」などの業務を行っている割合も少なくない。



(2) 高齢者虐待防止・対応における成年後見制度の活用状況

高齢者虐待防止や対応において成年後見制度がどの程度有効に活用できているか尋ねたところ、「有効に活用できている」は 16.5%「あまり有効に活用できていない」16.7%「どちらともいえない」35.0%「わからない」24.0%と評価は分かれている。



【選択理由（抜粋）】

■有効に活用できている

- ・虐待の防止としては非常に有効であると思う。
- ・分離後に本人の生活を立て直すために、成年後見制度の利用に結びつけることが多い。

■あまり有効に活用できていない

- ・親族との関係の悪化。身上監護の内容を充実させ、地域・関係機関との連携をしっかりと築く支援をチームで取り組めないと、この制度が十分に活用できない。
- ・申立てをする者が見つからなかったり、本人の資力が弱いことから、家庭裁判所が申立てを受理してくれず、利用に結びつかないことがあります。

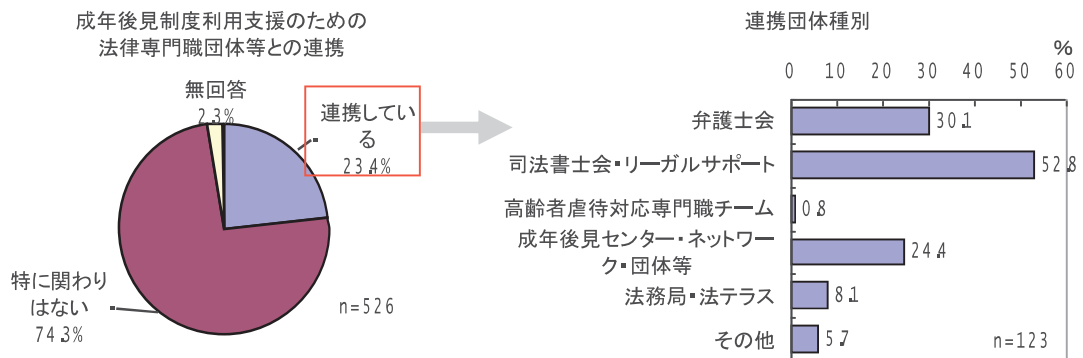
■どちらともいえない

- ・利用までに時間がかかるため、必ずしも有効とはいえない。
- ・虐待対応というよりも財産管理や入所・入院の代理人として後見人を求められることが多い。

（３）成年後見制度利用支援のための法律専門職団体等との連携

成年後見制度の利用支援等に関して、法律専門職団体や法律専門職のいるＮＰＯ団体等との連携状況を尋ねたところ、「連携している」と回答した社会福祉協議会は 23.4%であった。

連携している団体の種別をみると、「弁護士会」30.1%「司法書士会・リーガルサポート」52.8%各地域で活動している「成年後見センター・ネットワーク・団体等」24.4%などが主となっている。

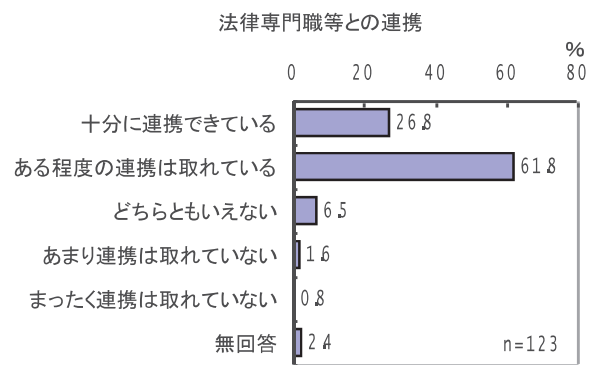


〔連携している法律専門職団体の役割（抜粋）〕

- ・ 個別ケースの相談、法人後見、市長申立て案件の助言をいただく。
- ・ 法人後見事業の運営委員の受任、ケースの相談。
- ・ 個別支援会議（カンファレンス）参加、研修の講師、会議への出席。
- ・ 事例検討会や市民後見人推薦委員会などの委員に、各弁護士会や司法書士会などから選出いただいている。
- ・ 月 1 回の法律相談を依頼している。
- ・ 毎週火曜日に実施している専門相談の相談員（弁護士・司法書士）。成年後見制度等講習会の講師。困難ケースの相談（随時）。
- ・ 監視委員会、運用委員会（事業実施状況の監視・監督及び相談）への参加。アドバイザー（司法書士、税理士より具体的な実務について助言・指導）。
- ・ 県弁護士会より弁護士 1 名の派遣をいただき、成年後見制度利用等に関わる法律相談に応じて頂いています（月 2 回）。また、県弁護士会・県司法書士会より各 1 名、本センターの日常生活自立支援事業契約締結審査会及び法人後見業務審査会の委員として推薦頂いております。
- ・ 定期連絡会の実施、相談者の受任、日頃の相談対応（役割を決めて担当制にしている）。
- ・ 権利擁護専門相談会（毎月第 1 ～第 4 水曜日開催）で、法律職として担当してもらっている。依頼事項は相談対応、申立て手続きの代行や候補者の受任など。
- ・ 月 1 回の定例会出席（情報共有、事例相談）。
- ・ 定期的な相談会の開催。法律的な対応方法についての個別ケース相談。運営委員会の委員。成年後見制度推進のための課題等の検討を含むネットワーク会議への参加。
- ・ 法人後見事業審査会委員、市成年後見連絡会。
- ・ 高齢者・障害者のための権利擁護相談会への参加。成年後見センターの契約締結審査会委員。虐待等ケースの個別相談、アドバイス。
- ・ 対象者の見極め及び事業説明のための同行訪問。成年後見制度の申立て手続き。第三者後見人。
- ・ 法人後見の業務を行うにあたり、業務監督審査会を設置し、弁護士・市・県社協・公証人・精神保健福祉士会より意見を伺いながら進めている。
- ・ 本社協主催の弁護士相談、司法書士相談を紹介、利用。専門的な助言・指導を受け、成年後見制度の利用支援を行っている。

法律専門職との連携に関して、「十分に連携できている」と回答した割合は 26.8% 「ある程度の連携は取れている」が 61.8%を占め、9割近くが“連携が取れている”と回答している。

また、法律専門職との連携課題、期待、支援して欲しいことについては制度の普及啓発や相談機会、制度利用時の助言や支援に関する意見が出されている。



〔法律専門職との連携課題、期待、支援して欲しいことに関する記載内容（抜粋）〕

○制度普及・啓発への支援

- ・利用支援等の相談会や制度周知講演会等の企画への協力。
- ・制度の普及啓発に協力頂きたい（講座の講師等）。法律の問題の援助（財産、土地のことなど）。後見人探し。
- ・現況、市長申立て分のみ利用支援事業の対象として市が予算を組んでおり、親族がいる資産がない方への支援が十分にできない状況があるので、後見活動の報酬費が確保できるよう、市町村に働きかけること。

○相談機会

- ・僻地、法律職の過疎地域への対応。
- ・個別事例へのアドバイス。
- ・年間数回程度でも、自由に電話か直接面談ができる機会が設けられていたらとてもありがたい（直前予約でOKのような窓口を）。
- ・町内に弁護士、司法書士が存在せず、直近での相談連携がとりにくい。

○制度利用時の助言・支援

- ・親族への説明が事務的で専門用語が多く、難しい制度と感ずる場合があり、利用を諦めることがある。分かりやすくかみ砕いた説明を期待します。
- ・法律的なサポートを必要とする場合が多いため、被後見人1名に対して1名の法律家の支援が得られる等のサポート体制が理想である。
- ・制度の普及啓発に係る講座の講師。日常生活自立支援事業から成年後見制度移行の際の技術的支援。
- ・不動産など財産管理が複雑な場合の助言。
- ・申立てについての支援（費用面で課題のある方）で、家族との調整が難しい場合の説明援助。

○後見人等の受任

- ・財産の少ない人や困難ケースも社会貢献活動の一環として積極的に受けるようにして欲しい。支援者の一員として法律専門職も身上監護やソーシャルワークを学んで欲しい。
- ・申立て費用や報酬について、支払が難しい方場合は積極的に紹介できない。
- ・専門職後見人へのつなぎ、調整に苦慮している。
- ・成年後見制度利用の折、後見等受任できる人材の情報がない。

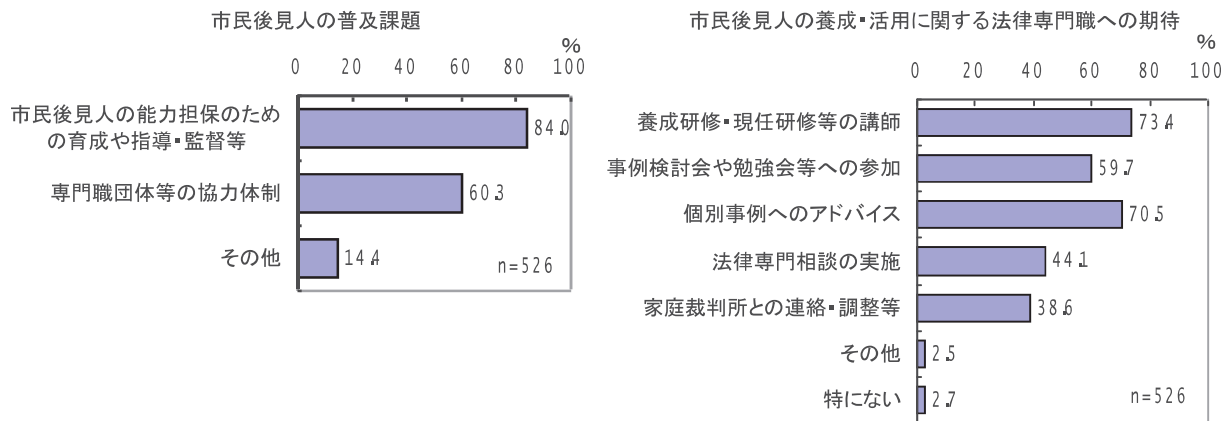
○その他

- ・介護職と法律専門職とのコミュニケーション不足があると連携が難しくなる。お互い情報共有できるよう、まずは報告を常として欲しい。
- ・費用をディスカウントしてもらえないでしょうか。
- ・担当制で異動されるため、戸惑うことが多い。
- ・法人後見を実施した場合、どうバックアップ体制を整えるか。

(4) 市民後見人

市民後見人の普及課題としては、「市民後見人の能力担保のための育成や指導・監督等」が84.0%、「専門職団体等との協力体制」が60.3%を占めている。

また、市民後見人の養成・活用に関する法律専門職への期待では、特に「養成研修・現任研修等の講師」「個別事例へのアドバイス」を求める割合が高い。



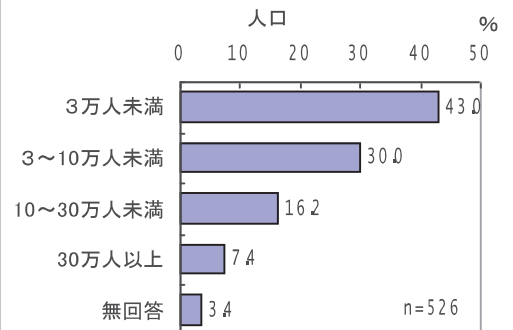
◆回答社会福祉協議会のプロフィール

回答が寄せられた社会福祉協議会が所在する市区町村の人口規模は、3万人未満が43.0%、3～10万人未満が30.0%を占めている。

成年後見制度利用促進のための成年後見サポートセンター等を設置している社会福祉協議会の割合は9.5%、また法人後見を受任している割合は13.1%を占めた。

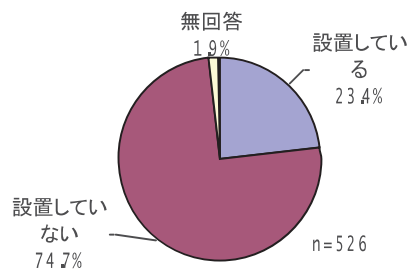
また、市民後見人の養成に携わっている社会福祉協議会の割合は5.3%であった。

◎人口規模

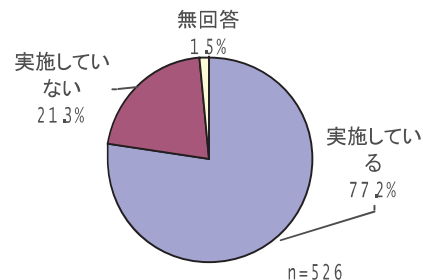


◎介護保険事業の実施状況

地域包括支援センター

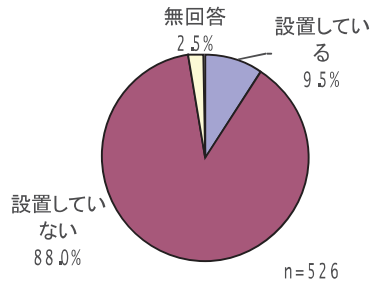


介護保険サービス事業

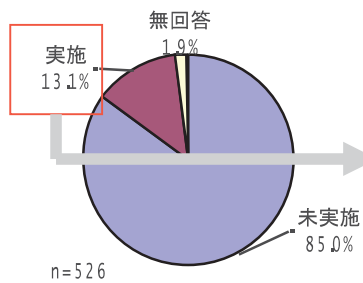


◎成年後見制度利用促進のための取組状況

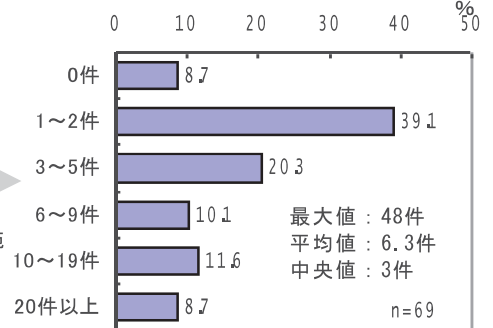
成年後見サポートセンター等



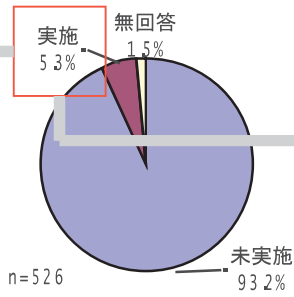
法人後見の受任



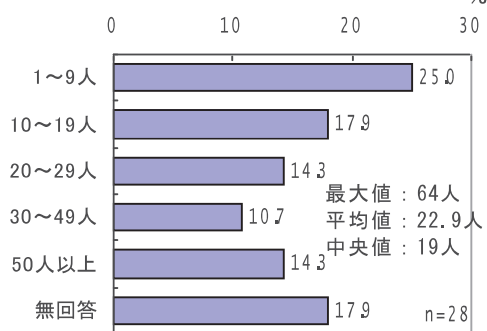
法人後見受任件数



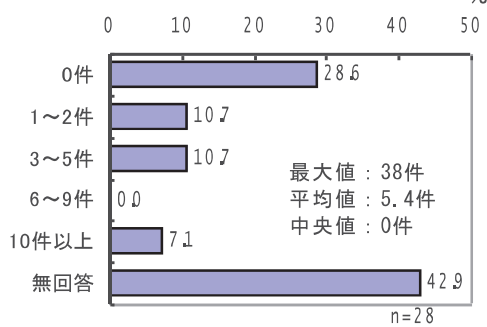
市民後見人の養成



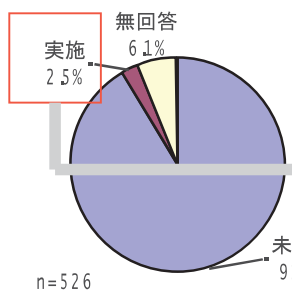
市民後見人養成研修修了者数



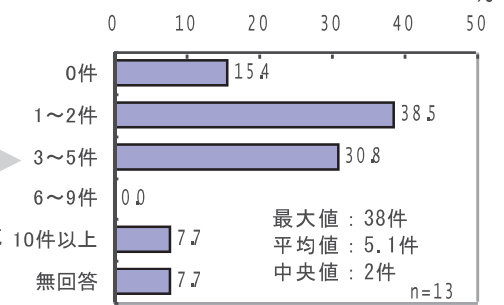
市民後見人一受任件数



市民後見人の後見監督人への就任



市民後見人の後見監督受任件数



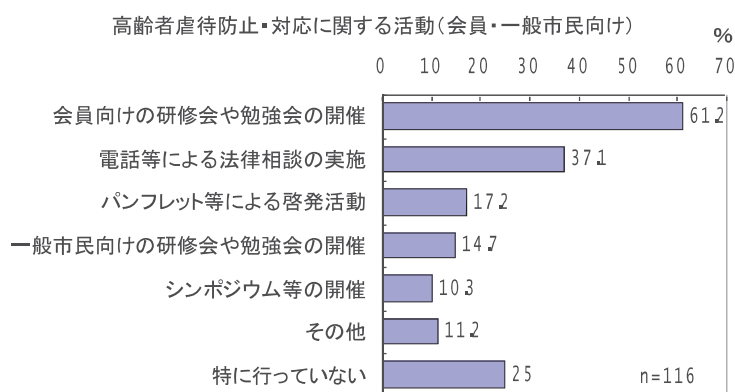
VI. 法律専門職団体向け調査結果

1. 高齢者虐待防止・対応に関する活動

(1) 会員や一般市民向けの活動

高齢者虐待の防止・対応に関して、会員や一般市民向けにどのような活動を行っているかを尋ねたところ、「会員向けの研修会や勉強会の開催」を行っている団体が **61.2%** を占めた。また、「電話等による法律相談」を実施している団体も **37.1%** を占めている。

団体種別にみると、「会員向けの研修会や勉強会の開催」「電話等による法律相談の実施」はいずれも弁護士会において取り組んでいる割合が高い。



高齢者虐待防止・対応に関する活動(会員・一般市民向け) 団体種別

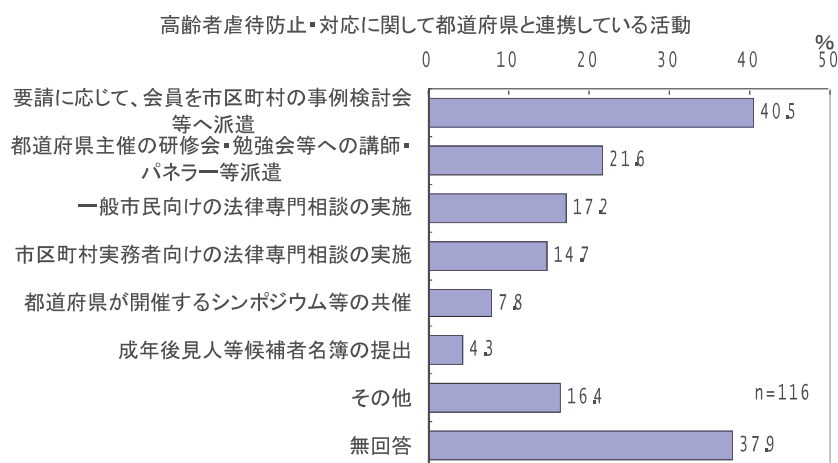
	合計		弁護士会		司法書士会		リーガルサポート	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
会員向けの研修会や勉強会の開催	71	61.2	26	81.3	17	41.5	28	65.1
電話等による法律相談の実施	43	37.1	21	65.6	11	26.8	11	25.6
パンフレット等による啓発活動	20	17.2	6	18.8	6	14.6	8	18.6
一般市民向けの研修会や勉強会の開催	17	14.7	7	21.9	3	7.3	7	16.3
シンポジウム等の開催	12	10.3	5	15.6	3	7.3	4	9.3
その他	13	11.2	6	18.8	4	9.8	3	7.0
特に行っていない	29	25.0	2	6.3	14	34.1	13	30.2
合計	116	100.0	32	100.0	41	100.0	43	100.0

（２）都道府県・市区町村と連携している活動

①都道府県と連携している活動

法律専門職団体が都道府県と連携して行っている活動を見ると、「要請に応じて、会員を市区町村の事例検討会等へ派遣」している団体が 40.5%を占めた。また、「都道府県主催の研修会・勉強会等への講師・パネラー等派遣」や「一般市民向けの法律専門相談の実施」などを実施している団体も 20%前後を占めた。

団体種別にみると、弁護士会是他団体に比べて都道府県と連携して活動している割合が高く、特に「市区町村の事例検討会等へ派遣」を行っている割合は 68.8%「研修会・勉強会等への講師・パネラー等派遣」を行っている割合は 62.5%を占めている。



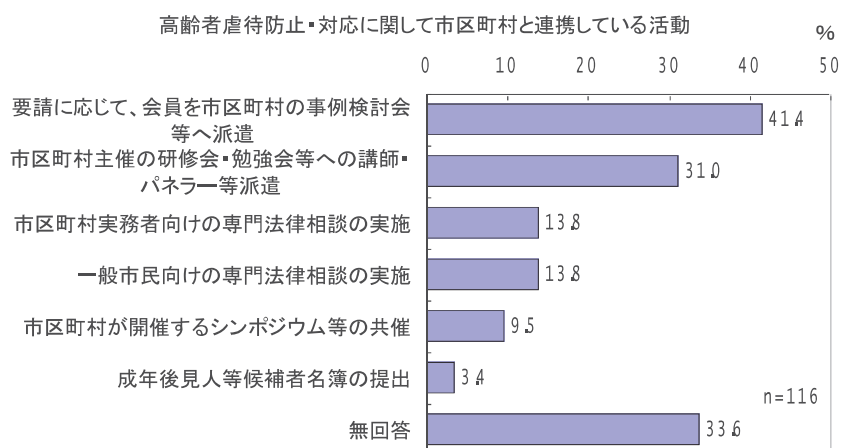
高齢者虐待防止・対応に関して都道府県と連携している活動（団体種別）

	合計		弁護士会		司法書士会		リーガルサポート	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
要請に応じて、会員を市区町村の事例検討会等へ派遣	47	40.5	22	68.8	11	26.8	14	32.6
都道府県主催の研修会・勉強会等への講師・パネラー等派遣	25	21.6	20	62.5	2	4.9	3	7.0
一般市民向けの法律専門相談の実施	20	17.2	12	37.5	5	12.2	3	7.0
市区町村実務者向けの法律専門相談の実施	17	14.7	14	43.8	1	2.4	2	4.7
都道府県が開催するシンポジウム等の共催	9	7.8	5	15.6	3	7.3	1	2.3
成年後見人等候補者名簿の提出	5	4.3	4	12.5	0	0.0	1	2.3
その他	19	16.4	3	9.4	9	22.0	7	16.3
無回答	44	37.9	4	12.5	17	41.5	23	53.5
合計	116	100.0	32	100.0	41	100.0	43	100.0

②市区町村と連携している活動

法律専門職団体が市区町村と連携して行っている活動をみると、ほぼ都道府県との連携内容と同じ結果となっており、「要請に応じて、会員を市区町村の事例検討会等へ派遣」している団体は **41.4%**「市区町村主催の研修会・勉強会等への講師・パネラー等派遣」が **31.0%**を占めた。

団体種別にみると、「市区町村の事例検討会等へ派遣」を行っている割合は弁護士会 **65.6%**リーガルサポート **37.2%**である。また、「研修会・勉強会等への講師・パネラー等派遣」を行っている割合は弁護士会、リーガルサポートともに **40%**程度を占めた。



高齢者虐待防止・対応に関して市区町村と連携している活動（団体種別）

	合計		弁護士会		司法書士会		リーガルサポート	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
要請に応じて、会員を市区町村の事例検討会等へ派遣	48	41.4	21	65.6	11	26.8	16	37.2
市区町村主催の研修会・勉強会等への講師・パネラー等派遣	36	31.0	13	40.6	6	14.6	17	39.5
市区町村実務者向けの専門法律相談の実施	16	13.8	10	31.3	3	7.3	3	7.0
一般市民向けの専門法律相談の実施	16	13.8	6	18.8	5	12.2	5	11.6
市区町村が開催するシンポジウム等の共催	11	9.5	5	15.6	3	7.3	3	7.0
成年後見人等候補者名簿の提出	4	3.4	2	6.3	1	2.4	1	2.3
その他	16	13.8	2	6.3	8	19.5	6	14.0
無回答	39	33.6	7	21.9	18	43.9	14	32.6
合計	116	100.0	32	100.0	41	100.0	43	100.0